

履修要覧

2024年度

COURSE OFFERINGS
AND
GUIDE TO ACADEMIC REGULATIONS



日本大学短期大学部
専攻科食物栄養専攻

ADVANCED COURSE OF FOOD AND NUTRITION
JUNIOR COLLEGE
NIHON UNIVERSITY

短期大学部 学長 大 貫 進 一 郎

Junior College

専攻科食物栄養専攻

Advanced Course of Food and Nutrition

所 在 地

〒411-8555

静岡県三島市文教町2丁目31番145号

インターネットホームページアドレス <https://www.ir.nihon-u.ac.jp/jc/>

日本大学の目的および使命

日本大学は 日本精神にもとづき
道統をたつとび 憲章にしたがい
自主創造の気風をやしな
文化の進展をはかり
世界の平和と人類の福祉とに
寄与することを目的とする

日本大学は 広く知識を世界にもとめて
深遠な学術を研究し
心身ともに健全な文化人を
育成することを使命とする

履修要覧

2024年度

この履修要覧には、本短期大学部専攻科食物栄養専攻の学生が必ず知っておかなければならない学則、修了に必要な単位数やその履修方法及び履修に関するさまざまなルールなど学修を進めていく上で、指針となる事項が集約されています。

また、学位記（学士（栄養学））の取得方法等や各種講座・検定試験等の情報も記載しています。

なお、大学生活において必要な各種届出書類の記入方法や取扱い等についても記載してありますので、この履修要覧で確認してください。

より充実した学生生活を送るために、大学での学修のみならず、フィールドスタディの手引きとしてこの履修要覧を活用してください。

本短期大学部学生は、入学年度交付の「履修要覧」に従って学修してください。履修を希望する授業科目は、年度毎の「授業時間割表」,「授業計画（シラバス）」を参照してください。

在学期間中の必要事項が網羅されているこの履修要覧は、入学時のみに配布しますので、修了するまで紛失しないようにしてください。紛失者に対する再交付はしません。ただし、履修要覧の内容が変更される場合は、ガイダンスや掲示で変更内容をお知らせします。

目 次

日本大学の理念	1
日本大学教育憲章	1
短期大学部(三島校舎)の教育理念	2
短期大学部専攻科食物栄養専攻「教育研究上の目的」	2
短期大学部(三島校舎)の教育目標	2
専攻科食物栄養専攻の教育目標	2
日本大学短期大学部(三島校舎)専攻科食物栄養専攻(学士(栄養学))の「修了認定に関する方針」(DP)及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」(CP)	3
日本大学短期大学部専攻科食物栄養専攻教育方針	4
短期大学部専攻科食物栄養専攻の概要	5
履修系統図	11
授業科目の開設学年	12
修了要件	13
栄養士法に基づく科目区分	14
履修の手順, 履修計画, 履修登録	15
履修登録方法	20
授 業	25
インターネット・携帯電話を利用した休講情報	26
レポ ー ト	28
欠 席	29
試 験	31
成績と単位	35
学位取得	37
介護職員初任者研修講座	38
製菓衛生師	39
フードアナリスト検定試験講座	40
NR・サプリメントアドバイザー	41
短期大学部(三島校舎)短期海外語学研修	42
休学・復学・退学	43
各種証明書	45
各種資格検定試験	46
日本大学短期大学部学則	47
部科校所在地一覧	53

日本大学の理念

日本大学の教育理念は「自主創造」です。日本人としての主体性を認識し、その上でグローバル化に対応できる世界的視野で物事を捉え、それぞれが学ぶ領域や活動体験を生かし「自主創造」の気風に満ちた人材の育成を目指します。

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

- ・ 日本の特質を理解し伝える力
日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。
- ・ 多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力
異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。
- ・ 社会に貢献する姿勢
社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

<自ら学ぶ>

- ・ 豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。
- ・ 世界の現状を理解し、説明する力
世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

<自ら考える>

- ・ 論理的・批判的思考力
得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。
- ・ 問題発見・解決力
事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

<自ら道をひらく>

- ・ 挑戦力
あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。
- ・ コミュニケーション力
他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。
- ・ リーダーシップ・協働力
集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
- ・ 省察力
謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

短期大学部(三島校舎)の教育理念

短期大学部(三島校舎)2学科1専攻科では、日本大学の教育理念「自主創造」を基礎とした「地域・社会貢献」をその理念とする。

短期大学部専攻科食物栄養専攻「教育研究上の目的」

栄養士養成課程で修得した知識と技術を基とし、自主性、自律性を重んじ、より高度な専門知識に加えて実践的な技能と応用力を修得することを目的とする。

また、深く真理を探究して新たな栄養学の知見を創造し、その成果を広く社会に還元することにより、社会の発展に寄与・貢献できる人材を養成する。

短期大学部(三島校舎)の教育目標

短期大学部(三島校舎)では、商経学の専門知識・技術に加え、ビジネスパーソンとして広い視野と豊かな教養をもった人材育成が目的である「ビジネス教養学科」と、健全な食生活による健康の維持・増進を担える人材育成が目的である「食物栄養学科」並びに「専攻科食物栄養専攻」を設置しており、この異なる2つの学問分野において、三島も含め各地域社会に貢献できる良質な人材を育成することが目標である。

専攻科食物栄養専攻の教育目標

本短期大学部食物栄養学科をはじめ、栄養士養成施設で修得した知識と技術をより高度な専門知識と実践的な技能として磨き上げ、深い知識と応用力を兼ね備え、地域社会の情勢を的確に認識した食の専門家の育成が目標であり、学位取得による大学院進学や管理栄養士への道を開きます。

日本大学短期大学部（三島校舎）専攻科食物栄養専攻 （学士（栄養学））の「修了認定に関する方針」（DP） 及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」（CP）

修了の認定に関する方針

日本大学短期大学部専攻科食物栄養専攻では、日本大学教育憲章に基づき、「日本大学の目的及び使命」を理解し、次表に示す「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力に基づく本短期大学部専攻科食物栄養専攻における能力を修得した者は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の審査を経て、「学士（栄養学）」の学位を取得できる。

教育課程の編成及び実施に関する方針

専攻科食物栄養専攻（学士（栄養学））では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した修了認定に関する方針に沿って学科別の教育課程を編成し実施する。

「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された次表の8つの能力（コンピテンシー）を養成するために、講義科目、演習実験実習科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また、学修成果の評価は、専門的な知識・技能及び態度を修得する授業科目に関しては、授業形態や授業手法に即した多元的な評価方法により、各授業科目のシラバスに明示される学習到達目標の達成度について判定し、「憲章」に示される日本大学マインド及び自主創造の8つの能力（汎用的能力）への達成度に関しては、体系的に編成された教育課程に基づく授業科目の単位修得状況、及び学生自身による振り返り等をもとに段階的かつ総合的に判定する。

日本大学短期大学部専攻科食物栄養専攻教育方針

日本大学短期大学部専攻科食物栄養専攻では良質な学位授与を実現するため、その教育方針を以下のとおり定めます。

短期大学部専攻科食物栄養専攻（学士（栄養学））の修了の認定・教育課程の編成及び実施に関する方針

【日本大学教育憲章】 （「自主創造」の3つの構成要素及びその能力）		【ディプロマ・ポリシー】 （修了の認定に関する方針）			【カリキュラム・ポリシー】 （教育課程の編成及び実施に関する方針）	
構成要素 （コンピテンシ）	能力（コンピテンシー）	構成要素 （コンピテンシ）	DP	能力（コンピテンシー）	CP	
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	豊かな教養と栄養学の知識・教養に基づく高い倫理観	DP1	短期大学等で修得した幅広い教養と栄養士としての倫理観を高めることができる。	CP1	栄養士として豊かな教養と高い倫理観を備えて、専門的かつ責任ある行動ができる者を養成する。
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	世界の食物・栄養学の現状を理解し、説明する力	DP2	実社会における実務としての栄養学に関する対応能力を持ち、創造的に活用し、国際的な知識や情報を受信・発信することができる。	CP2	日本及び諸外国における栄養学に関する様々な問題を認識し、的確な知識や情報を発信する力を身につけた者を養成する。
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	栄養学に関する論理的・批判的思考力	DP3	短期大学等で修得した専門知識と技術に加えて、より高度な専門的知識と実践的技術を持って、食と健康について多面的に考察することができる。	CP3	食と健康について多面的に考察し、物事を論理的、合理的かつ批判的に述べるができる能力を育成する。
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	栄養学に関する問題発見・解決力	DP4	自覚的に自己研鑽を継続する姿勢を持ち、広い視野から関連科目を研究し、問題解決のために活用できる。	CP4	自らが取り組むべき栄養学の課題を探索し、広い視野から問題を解決することができる能力を育成する。
挑 戦 力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	栄養学に関する挑戦力	DP5	栄養学の視点から、適切な目標と手段を見定め、新たな課題にも挑戦し、やり抜くことができる。	CP5	栄養学に関する体系的知識の修得から培われた栄養学の基礎知識に基づき、新しい課題に果敢に挑戦する力を育成する。
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	栄養学をとおしたコミュニケーション力	DP6	多様な考えを受け入れ、適切な手段で自らの考えを伝えて相互に理解することができる。	CP6	コミュニケーション能力を裏付ける講義、実験、実習科目等を通じて、多様な考え方を受け入れ、違いを明確にしたうえで議論し、自らの考えを伝える能力を育成する。
リーダーシップ・協働力	集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	栄養学に関わるリーダーシップ・協働力	DP7	チームの一員として目的・目標を他者と共有し、目的・目標の達成に向けて働きかけながら、協働することができる。	CP7	講義・実験・実習科目を通じて、栄養学の新たな課題を解決するために自ら学び、自らの意志と役割をもって他者と協働する能力を育成する。
省 察 力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	栄養学に関する省察力	DP8	経験を主観的・客観的に振り返り、気付きを学びに変えて継続的に自己を高めることができる。	CP8	基礎科目と栄養学系科目のキャリア教育に関連する科目を通じて、自己を知り振り返ることで継続的に自己を高める力を育成する。

短期大学部専攻科食物栄養専攻（学士（栄養学））の入学受入れの方針

専攻科食物栄養専攻の求める学生像は次のとおりです。

- 1 短期大学等で修得した専門的知識と技能に加えて、より高度な食物と栄養に関する専門的知識と実践的技能を身につけた食の専門家を目指す者。
- 2 高齢社会、生活習慣病などが問題となる社会情勢を考慮して、広い視野から関連科目を研究し、応用・実践する実力を兼ね備えた食生活の指導者を目指す者。
- 3 食文化やスポーツ、福祉活動等に明確な課題を持ち、強い意欲を有する者。

入学前に修得しておくことが望まれる学業内容

栄養士養成課程全般の内容はもとより、栄養士としての社会的役割を理解して、栄養面から健康的な食生活が提案できる知識を深めていることが望ましい。

短期大学部専攻科食物栄養専攻の概要

1 専攻科の趣旨

本学短期大学部専攻科食物栄養専攻は、日本の伝統的生活様式の基盤を尊重しながら、国際化時代、情報化時代を背景として、現在の世界各地域の生活事情を考慮した新しい食物と栄養について科学的に研究し、さらに将来を視野におき、社会に役立つ人材の育成に務めている。そのために、過去の先人の残した知的遺産の価値を認識し、現代さらには未来に向かっての人間生活に深い関わりをもつ食物と栄養に関する事柄について科学的に研究する意欲を涵養し、創意と工夫により豊かな人間生活の創造に積極的に貢献できる人材を養成することを目標としている。

専攻科食物栄養専攻において、より高度な専門的知識と実践的技能を修得し、四年制大学卒業と同等の「学士（栄養学）」が取得でき、さらに、1年間の実務経験によって「管理栄養士国家試験」受験資格を得ることができる。これらのチャンスを有効に活用し、社会の要請に応えることのできる資質を身に付けてほしい。本専攻科では短期大学等で食物と栄養に関する専門科目の基礎を履修した者が、さらに効果的な学修研究活動を実施する高等教育機関である。

2 専攻科食物栄養専攻における人材養成の目標

- ① 短期大学等で修得した専門的知識と技能に加えて、より高度な食物と栄養に関する専門的知識と実践的技能を身につけた食の専門家を養成する。
- ② 高齢社会、生活習慣病などが問題となる社会情勢を考慮して、広い視野から関連科目を研究し、応用・実践する実力を兼備した食生活の指導者を養成する。
- ③ 専門的知識の詰め込み主義ではなく、自ら納得し理解した理論を積極的に問題解決に活用できる有能な人材を育成する。
- ④ 食生活における栄養指導を行う場合には必ず人と人の関わりを必要とするので、温情豊かな人間関係を築くことのできる食と栄養の相談者を養成する。
- ⑤ 情報化時代に十分に対応できる栄養情報処理活用能力を備えた人材を養成する。

3 沿 革

専攻科食物栄養専攻の基盤となる現在の食物栄養学科の母体は、昭和34年4月1日に日本大学で最初の女子高等教育機関として発足した短期大学栄養科である。昭和37年4月1日に栄養士養成施設校として指定を受け、定員80名の家政科栄養課程となり、昭和42年4月1日から家政専攻と食物栄養専攻に分離して、家政科食物栄養専攻となった。昭和42年度から定員を80名から150名に増員し、平成2年4月1日から家政科を生活文化学科に名称変更し生活文化学科食物栄養専攻となった。平成9年度からは、男子に門戸が開放されて男女共学となっている。平成13年度には、生活文化学科を食物栄養学科に名称変更し現在に至る。食物栄養学科の卒業生は約10,000名である。なお、平成11年度から国際関係学部国際交流学科増設定員の一部に改組するために、定員を150名から120名に変更した。同年度に、より高度な専門的知識と実践的スキルを修得し、4年制大学卒業と同等の「学士（栄養学）」が取得できる専攻科食物栄養専攻を新設した。また、平成31年度入学生から学生定員の変更を行い、入学定員を100名とし教育の質保障を図っている。

1959（昭和34）	1月	短期大学部栄養科の新設を認可される。
	4月	短期大学部栄養科を定員80名で発足、第1期生入学。
1961（昭和36）	2月	栄養士養成施設校とし厚生省より認可される。
	4月	第1期生栄養士資格を取得する。
1962（昭和37）	4月	短期大学部栄養科を家政科に名称変更し、栄養コースと家政コースを設置する。
1963（昭和38）	4月	短期大学部家政科の附属機関として日本大学三島生活科学研究所を開設する。 （その後日本大学文理学部（三島）生活科学研究所を経て現在の国際関係学部生活科学研究所となる。）
	12月	第1回生活科学研究所研究発表会を開催する。
1964（昭和39）	3月	生活科学研究所報告創刊号発行。現在の第36号に至る。
1967（昭和42）	4月	短期大学部家政科を食物栄養専攻と家政専攻の2専攻に改称し、食物栄養専攻の定員を150名に変更する。
1990（平成2）	4月	短期大学部家政科を生活文化学科に名称変更する。同時に家政専攻を生活文化専攻へ改称する。生活文化学科生活文化専攻と食物栄養専攻として、カリキュラムの一部を変更した。
1996（平成8）	1月	生活文化学科食物栄養専攻主催で第1回管理栄養士国家試験受験強化講座を開始し、平成9年度に第2回を実施して受験希望者の要請に応えた。平成22年度に第15回を実施している。
1999（平成11）	4月	生活文化学科生活文化専攻の定員80名と食物栄養専攻の定員150名の一部の30名を振り替えて、国際関係学部の国際交流学科と国際ビジネス情報学科を増設した。従って食物栄養専攻の定員を120名に変更し、生活文化専攻の募集を停止した。 短期大学部に2年制の専攻科食物栄養専攻（定員一学年20名）を新設した。
2001（平成13）	4月	生活文化学科を食物栄養学科に名称変更する。
2004（平成16）	4月	栄養士法改正に伴い、食物栄養学科および専攻科食物栄養専攻のカリキュラムの一部を変更した。
2015（平成27）	4月	独立行政法人大学評価・学位授与機構（現在：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）から特例適用専攻科に認定された。
2016（平成28）	4月	専攻科カリキュラムの一部を変更した。
2019（平成31）	4月	学生定員の変更を行い、入学定員を100名とした。

4 教育方針の特色

専攻科食物栄養専攻では、社会情勢を的確に認識した食の専門家を育成することを目標としている。すなわち、専門科目として栄養に関する総合的な科目を2科目、人体の仕組みに関する科目を4科目、食物に関する科目を2科目、調理に関する科目を2科目、臨床栄養に関する科目を2科目、公衆栄養に関する科目を1科目、保健衛生に関する科目を2科目、栄養指導・栄養教育に関する科目を3科目設置している。さらに、関連科目として文化、健康科学、福祉、産業、統計に関する科目を6科目設置して、それぞれの科目を専門的により高度な内容で教育し、十分な理論的知識を理解させ、その上に演習実験実習科目を10科目設置する。そのうち2科目は校外実習として履修させて実践的な技術を習得させる。さらに、外国文献講読を通して国際的認識を高めながら、特別研究を1・2年次に履修し、研究活動の基本的な姿勢や基礎を身につける。2年次には特殊講義（専攻科）を履修し、具体的な研究の計画、立案、実施、検討を行い、報告書を作成する。これらのプロセスを通して「学士（栄養学）」として社会で活躍できる人材を育成することが教育の基本方針である。

これからの社会における栄養士業務では、栄養教育や給食指導さらに臨床栄養指導を行うに当たり、高齢者、障害者、生活習慣病を持つ方々・児童生徒などと接する機会が増えることが予想される。そこで、いろいろな状況下の人とのかかわりを避けて通ることは不可欠と考え、食生活の指導者として常に優しい心を持って人と接し、良好な人間関係を築くことができる人材の育成を教育方針の特色としたい。単に知識の詰め込み教育ではなく、理論的に納得させる教育の展開を基本方針とし、その結果、自信ある専門知識と技能を有効に活用して、さらに自らの創意工夫による効果的な発想を基に積極的な応用活動ができる食の専門家養成を最大の教育目標とする。

専攻科食物栄養専攻の教育方針の特色は次のとおりである。

- ア 短期大学で修得した知識と技術に加えたより高い専門的知識と技術の教育
- イ 深い知識と応用力を兼ね備えた実務能力のある栄養士の育成
- ウ 特別研究と特殊講義（専攻科）の履修による研究意欲旺盛な食の専門家の育成
- エ 相手の気持ちを考慮した温情熱い人間味のある栄養指導者の育成
- オ 「栄養学」の学士号取得を目指した4年制大学と同等な教育の展開

5 教育課程の編成方針

本専攻科食物栄養専攻は、より高い水準の食物と栄養に関する知識の修得を目的として、栄養、人体の仕組み、食物、調理、臨床栄養、公衆栄養、保健衛生、栄養指導・栄養教育等の専門科目の講義科目をA群にまとめ、24科目58単位を設置した。このうち、基本となる8科目26単位については必修科目とし、残りの16科目32単位は選択科目として、履修の選択性を高めつつ、偏らないようにした。また、演習実験実習科目はB群にまとめ、専門分野を考慮して、9科目10単位を設置し、7科目8単位を必修科目とし、情報処理特別演習、栄養教育特別実習Ⅱ（校外実習）については選択性を考慮し、選択科目とした。これら科目は、机上の学習に加え、演習・実験・実習による教育効果を考慮した。

以上の科目の中で、専攻科として食物と栄養に関して専門的知識を深く修得させるために、新しい食物と栄養に関する諸外国の文献を媒体とした学習の外国文献講読を1年次に設置し、さらに研究テーマを設定して、さらに深く掘り下げた研究を行い、教育成果を配慮した。

各授業科目の設置は次の通りである。

専門科目

専攻区分の中心的科目及び特に関連の深い科目として、次の科目を設置した。

A群 講義科目

栄養に関する総合的な科目として、ヒトの食物と栄養について学習する上で、最も基本となる栄養学の十分な知識を修得するため、栄養学特論およびライフステージ栄養学特論を設置した。このうち、柱となる栄養学特論については必修科目とした。

人体の仕組みに関する科目として、人体の基本的な仕組みに関する知識を修得するため、解剖生理学特論、生化学特論、病理学特論及び疾病学特論を設置した。このうち、人体に関する基礎科目として解剖生理学特論については必修科目とした。

食物に関する科目として、食品学特論、食品機能特論を設置した。このうち、食品の特性に関する基本的な科目として食品学特論については必修科目とした。調理に関する科目として、調理科学特論、給食経営管理特論を設置した。このうち、調理に関する基本的な科目として調理科学特論については必修科目とした。

臨床栄養に関する科目として、臨床栄養学特論及び実践臨床栄養学特論を設置した。このうち、臨床栄養の基礎となる臨床栄養学特論については必修科目とした。

公衆栄養に関する科目として、公衆栄養学特論を設置した。

保健衛生に関する科目として、公衆衛生学特論、食品衛生学特論を設置した。このうち、人の生活における栄養の社会的対応に関わる公衆衛生学特論については必修科目とした。

栄養指導・栄養教育に関する科目としては、栄養教育特論、栄養カウンセリング特論を設置した。このうち、栄養教育の中心をなす栄養教育特論については必修科目とした。

B群 演習・実験・実習科目

実験科目としては、人体の構造と機能に関わる基本的な科目として解剖生理学特別実験を設置し、講義のみでは十分に理解しにくい人体の基本構造とその働きを実験を通してより詳しく学ぶ。

実習科目としては、健康に直接関わる栄養管理への対応として臨床栄養に関する科目の臨床栄養学特別実習Ⅰ（校内実習）を設置し基本的な知識と技術を学ぶとともに、病院実習を中心にした臨床栄養学特別実習Ⅱ（校外実習）を設置して、実践的な学習を行う。また、生活の中で不可欠な食事の調理について、最新の調理科学的知識をもって実技を学ぶため調理学特別実習を設置した。さらに、長い人間生活の中で、栄養的な管理を直接行うのに必要な知識と技術を身につけるため栄養教育特別実習Ⅰ（校内実習）、栄養教育特別実習Ⅱ（校外実習）を設置した。

栄養教育特別実習をはじめ、栄養に関する専門の学習において情報処理技術の活用は不可欠であり、栄養情報処理特別演習を必修科目で設置して情報機器やアプリケーションの有効な活用法について学修する。

栄養情報処理特別演習を含め、設置された多くの講義・演習・実験・実習科目の学習に際してはもちろんのこと、今日の生活全般においても情報機器の活用は不可欠である。そのためにも、基本的な情報機器の操作法と種々のアプリケーションの活用法の修得は特に大切なものとなっている。そこで、情報処理特別演習を設置して、情報処理の基本的活用について学修できるようにした。

食物と栄養に関する研究は、我が国を含めて世界各国から多くの成果が得られている。これらの理解は、食物と栄養について最新の情報を得るために不可欠である。そこで、必修科目として外国文献講読を実施して、より専門的な研究状況を理解する。

専攻科の学修の総合的な成果として、学修レポートを作成するため、特に興味を深くもつ食物と栄養に関する事項について、研究する。

関連科目

専攻区分の基礎となる科目及び周辺分野の科目として、次の科目を設置した。

食生態に関する科目として、食に関する幅広い知識を、我が国のみならず世界各国の食文化を通じて理解をするために食文化特論を設置した。

健康科学に関する科目として、人の生活においてもっとも基礎となる健康を科学的に理解するために健康科学特論を設置した。

生命科学に関する科目として、生命に関する基礎と最新の知識を学修するためにバイオテクノロジー特論を設置した。

社会福祉に関する科目として、高齢化社会を迎えた今日において、将来に向けた社会福祉に関する対応を理解するため、社会福祉特論を設置した。

食品流通に関する科目として、今日の食生活、そのほとんどの食材あるいは食品を産業が支えており、食生活を理解する上で食品産業の仕組みを知ることは極めて大切である。そこで、食品産業特論を設置した。

情報科学に関する科目として、情報化時代に即したデータ解析のための理論を理解することは今後ますます重要となる。そこで、統計解析特論を設置した。

栄 養 学 栄 養 学

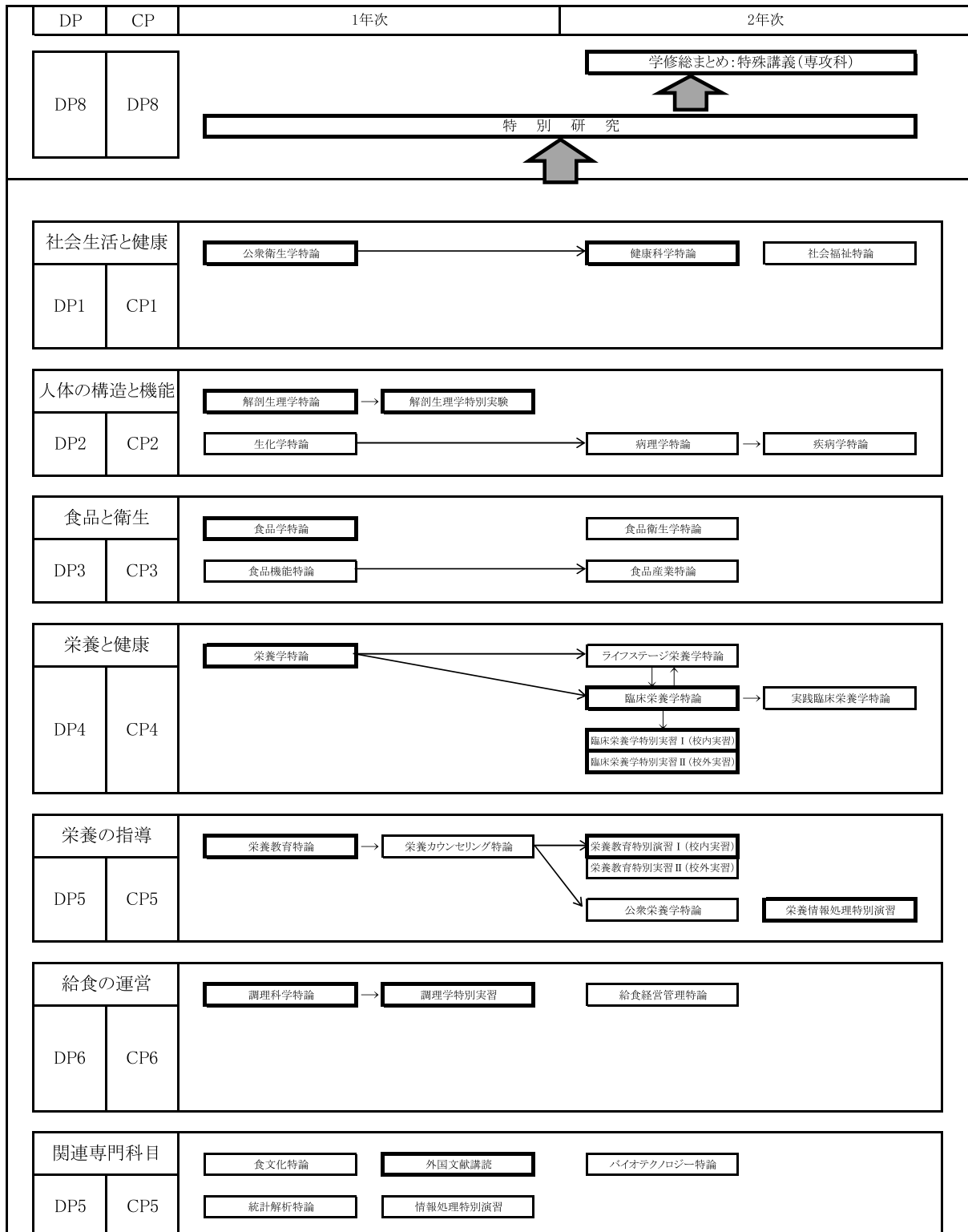
栄養学は人の健康の維持と増進を目的として、食べ物や食事について学ぶ領域である。栄養素、人体の仕組みと代謝、食品の特性や成分、食の安全、臨床における栄養、公衆栄養、保健衛生、栄養指導等ミクロからマクロまでを学ぶ幅の広い分野である。これらの学修を通して近年の国民的健康課題を解決する能力を身に付ける。講義を通じて知識を身につけ、さらにその理解を深めるために演習・実験・実習科目を履修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40単位以上）	
	【A群（講義科目）】（28単位以上） ○栄養に関する総合的な科目 ○人体の仕組みに関する科目 ○食物に関する科目 ○調理に関する科目 ○臨床栄養に関する科目 ○公衆栄養に関する科目 ○保健衛生に関する科目 ○栄養指導・栄養教育に関する科目	【B群（演習・実験・実習科目）】（6単位以上） ○栄養に関する演習・実験・実習科目
	関連科目（4単位以上）	
	◇食生態学に関する科目 ◇健康科学に関する科目 ◇生命科学に関する科目 ◇環境科学に関する科目 ◇社会福祉に関する科目 ◇人間生活に関する科目 ◇食品流通に関する科目 ◇情報科学に関する科目	

※学位規則第6条第1項に規定する学士の学位の授与の特例に係る学位授与申請案内より抜粋

履修系統図 短期大学部専攻科食物栄養専攻



修 了 要 件

1. 修了に必要な単位数

- | | | |
|---------------------|----------|--------------------|
| ① A群「講義科目」の必修科目 | 26単位修得 | } 合わせて
62単位以上修得 |
| ② B群「演習実験実習科目」の必修科目 | 14単位修得 | |
| ③ A群, B群の選択科目から | 22単位以上修得 | |

自分の履修した総単位数が修了に必要な総単位数の条件を満たしていても、必修科目に一科目でも不合格があれば、修了できません。

また、すべての必修科目が修得されていても、選択科目を加えて62単位以上が修得されていなければ修了できません。

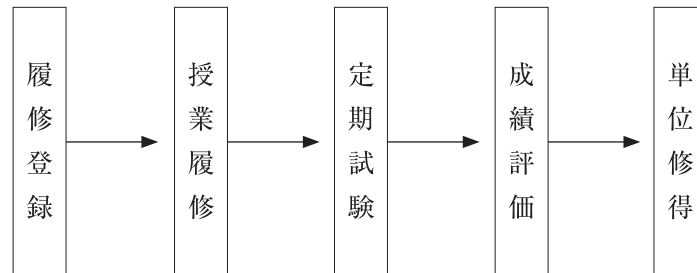
2. 単位認定に要する授業回数・時間数

科 目	単位数	授業回数・時間
◎ 講 義 科 目 (半 期)	2 単 位	90分×15回
◎ 講 義 科 目 (通 年)	4 単 位	90分×30回
◎ 特 別 研 究 (2 年 間)	4 単 位	90分×60回
◎ 実 験 ・ 実 習 科 目 (半 期)	1 単 位	90分×30回
◎ 演 習 科 目 (半 期)	2 単 位	90分×15回
◎ 外 国 文 献 講 読	1 単 位	90分×15回
◎ 校 外 実 習 科 目 (臨 床 栄 養)	2 単 位	90時間以上 (2 週 間 程 度)
◎ 校 外 実 習 科 目 (栄 養 教 育)	1 単 位	45時間以上 (1 週 間 程 度)

栄養士法に基づく科目区分

教 育 内 容	科 目	単 位 数	
		講義 又は 演習	実験 又は 実習
社 会 生 活 と 健 康	公衆衛生学特論	2	
	健康科学特論	2	
	社会福祉特論	2	
	社会生活と健康の小計	6	
人 体 の 構 造 と 機 能	解剖生理学特論	4	
	解剖生理学特別実験		1
	生化学特論	2	
	病理学特論	2	
	疾病学特論	2	
	人体の構造と機能の小計	10	1
食 品 と 衛 生	食品学特論	4	
	食品衛生学特論	2	
	食品機能特論	2	
	食品産業特論	2	
	食品と衛生の小計	10	
栄 養 と 健 康	栄養学特論	4	
	ライフステージ栄養学特論	2	
	臨床栄養学特論	4	
	実践臨床栄養学特論	2	
	臨床栄養学特別実習Ⅰ（校内実習）		1
	臨床栄養学特別実習Ⅱ（校外実習）		2
	栄養と健康の小計	12	3
栄 養 の 指 導	公衆栄養学特論	2	
	栄養教育特論	2	
	栄養教育特別実習Ⅰ（校内実習）		1
	栄養教育特別実習Ⅱ（校外実習）		1
	栄養カウンセリング特論	2	
	栄養情報処理特別演習	1	
	栄養の指導の小計	7	2
給 食 の 運 営	調理科学特論	4	
	調理学特別実習		1
	給食経営管理特論	2	
	給食の運営の小計	6	1
	小 計	51	7
関 連 す る 専 門 科 目	バイオテクノロジー特論	2	
	食文化特論	2	
	統計解析特論	2	
	情報処理特別演習	1	
	外国文献講読	1	
	特殊講義	2	
	特別研究	4	
	関連する専門科目の小計	14	
	小 計	65	7
	合 計	72	

履修の手順



履修計画

どの年次に、どの科目を、どれだけ履修するかは、基本的には各自の自主的な判断に基づいて決定するものです。選択必修科目及び選択科目では、学習に対する興味や関心のある分野を学ぶことが大切でしょう。また、所属する専攻科の学習指針などに応じて、その目的が充分生かされるように選択することも大切です。履修は、修了するまでに修了要件を満たすことを最低条件としますが、各年次ごとに適切な科目、科目数及び単位数を履修できるよう考えなければなりません。

より広く、より深く学習するために、修了単位数を超えて積極的に多くの科目を履修することは望ましいことですが、学習効果を考え、次のことに注意して履修するようにしましょう。

- ① 必修科目を優先して履修するようにしましょう。
- ② 授業内容や難易度を考えて段階的に履修しましょう。
- ③ 科目数及び曜日・時限を適切に配分し、無理のないよう履修しましょう。
- ④ 修了を控えた学年次では特に、必要単位数よりも余分に単位を修得できるように履修しましょう。

履修登録

科目履修登録は、本年度の受講科目を決定する大切な手続きです。

履修科目の登録は、各自の責任のもとで、原則として年度の始めに（ Semester制で後学期に開講される科目も含む）行うものです。**LiveCampusU（以下、LCU）**にて公開している時間割表に記載されている科目の中から履修要件に照らして履修科目を選び、履修登録の期間を確認の上、所定の期日までに受講と履修の手続きを行ってください。受講・履修手続きに関して不明な点がある場合は、担任教員、教務課、食物栄養学科研究室に相談してください。

受講届

- ① 教務課・食物栄養学科研究室に置いてある「受講届」に必要事項を記入し、受講希望科目の担当教員の指示に従い、直接提出してください。なお、再履修者は初回授業で履修制限のため、「受講届」が受理されない場合があります。
- ② 履修登録とともに「受講届」の提出を行わないと当該科目の受講と単位の修得が認められない場合があるので、充分注意してください。

履修登録の注意点

履修登録期間内に、インターネットを使用し、担任教員に相談しながらLCUで履修登録を行った後、時間割表をダウンロードし印刷後、登録内容を再確認します。次に担任教員の許可（承認）及び履修登録完了のサイン（学生本人）をし、担任教員に提出して完了となります。

登録期間を過ぎた場合は、一切変更できません。

- ① 担任教員からの履修指導時に科目名・科目担当教員等を必ず確認してください。
- ② 登録科目に誤りがないか、前期履修登録期間に必ず確認し、誤りがあった場合には、履修登録期間内にLCUで訂正し、再度確認してください。
- ③ 登録漏れや誤った科目を登録した場合、たとえ授業に出席し、試験に合格しても、単位の修得は認められません。

履修登録の削除・追加について

履修登録科目の削除・追加期間内で行われる履修登録科目の削除・追加はGPA制度導入による救済措置です。GPA値の低下を回避するために削除を許可するもので、追加を容認するものではありません。

学生は4月に1年間の履修計画（時間割）をたて、履修登録期間に担任教員に相談しながら履修登録期間にLCUで登録し、自分の履修登録科目を確認して履修登録完了することが原則です。

ただし、履修制限等でやむをえず登録科目を変更する場合は、前学期の場合は、履修登録期間内に各自がLCUで変更作業を行います。後学期の場合は、後学期履修登録科目の削除・追加期間に各自LCUからダウンロードした「学生時間割表」を朱書き訂正の上、担任教員の研究室に出向き承認を受けてください。その後、「学生時間割表」をもとに、LCUで後期履修登録変更作業を各自行ってください。また、同期間内に再度登録内容の確認を行ってください。なお、科目を追加する場合、それまでの欠席分は配慮されませんので、注意が必要です。

担任・オフィスアワーについて

担任は、皆さんの履修登録や卒業までのステップなど、学修についての相談、指導、助言を行います。各担任はオフィスアワーの時間に研究室に在室しているので、相談がある場合は訪ねてください。オフィスアワーの時間帯は、各担任の研究室前に掲示しています。

履修単位の制限

各学年で履修できる最高履修単位数	
第1年次	第2年次
48	48

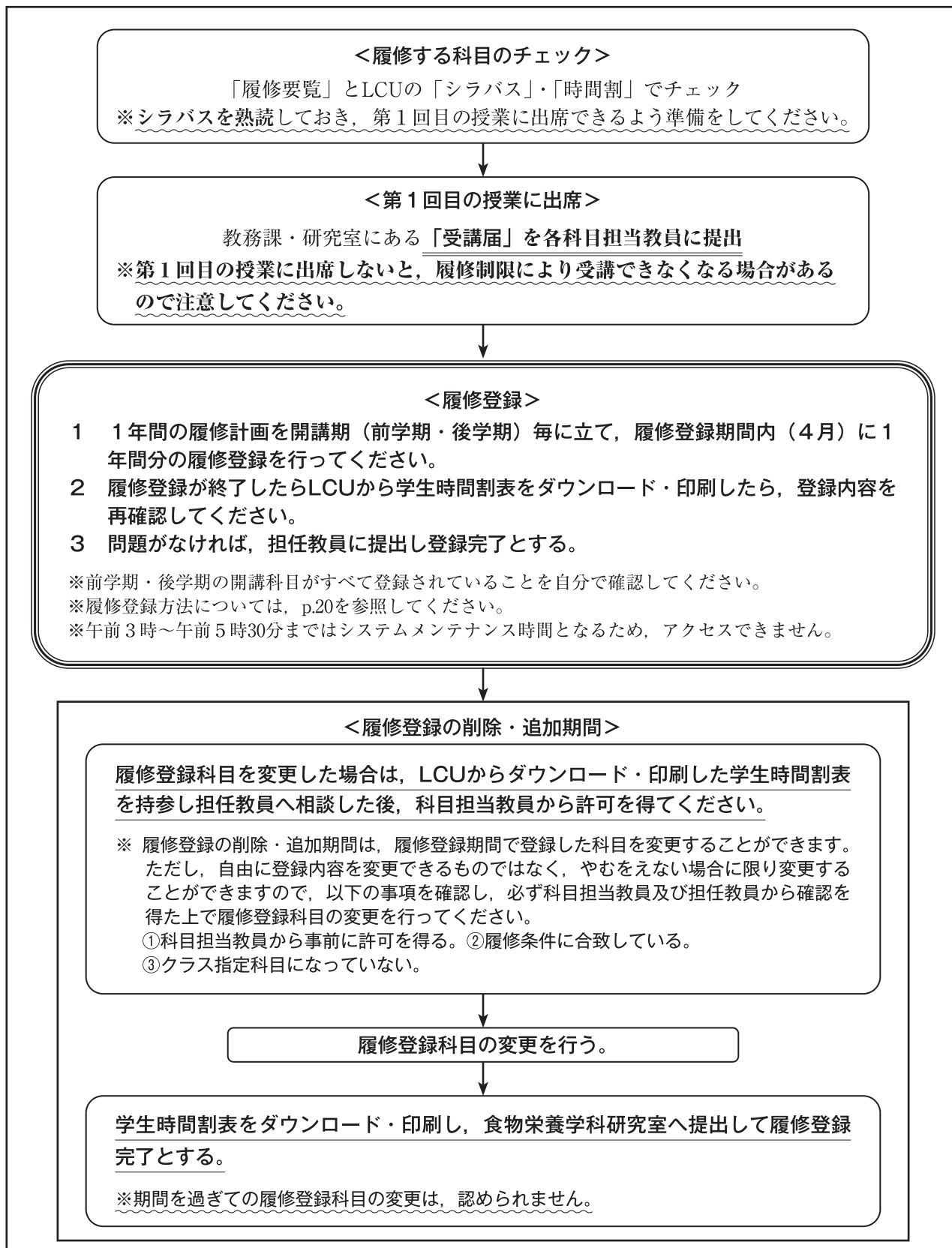
履修科目の制限

- ① すでに修得した科目については、再び履修することはできません。
- ② 上位学年に設置された科目は、その学年になるまで履修できません。
- ③ 特別な事情がある場合は、講座担当教員及び教務課の許可を得なければなりません。

履修登録の流れ

※期限を過ぎての履修登録科目の変更は認められないので、慎重に確認してください。

【前学期】



後学期履修登録科目の削除・追加は、履修制限等により受講が出来なくなり、GPA値が下がることを防ぐための救済措置であり、登録科目を自由に変更することはできません。

【後学期】

<後学期授業開始>

第1回目の授業に出席し「受講届」を各科目担当教員に提出
※第1回目の授業に出席しないと、履修制限により受講できなくなる場合があるので、注意してください。

<後学期履修登録科目の削除・追加>

登録科目を自由に変更するための期間ではありません。以下は、認められていないので注意してください。

- ①追加登録科目一覧以外からの科目の追加申請
- ②年間最高履修単位数を超えた登録科目の追加
- ③必修科目の削除及び追加
- ④修得済み科目の追加
- ⑤単位互換科目の追加
- ⑥通年科目の削除及び追加

※1 上記の項目に該当しない場合でも、削除・追加期間を過ぎた場合は変更できなくなりますので、必ず自分の目で確認してください。

※2 例年、担任教員の研究室のポストへ勝手に投函する学生がいます。この場合は確認を受けたことになりませんので、必ず面会して担任教員より確認を受けるようにしてください。

<後学期履修登録科目の削除・追加の手続き>

登録科目を変更したい

削除・追加希望科目を選定する。

LCUから学生時間割表をダウンロード・印刷し、削除・追加する科目を朱書き訂正する。その後、担任教員に確認してもらう。

各自LCUにて科目の削除・追加の手続きを行う。
登録期間厳守

特に変更する必要ない

手続きは必要ないので、そのまま登録した科目の授業に出席する。

登録後、削除・追加の期間内に学生時間割を印刷して登録内容を各自で確認してください。

学生は、LCUで登録科目を確認後、問題があれば直ちに教務課に申し出てください。

履修登録方法

1 LiveCampusUとは

「LiveCampusU」（以下、LCU）とは、休講情報等を確認したり、履修登録や成績確認等を行うことができるシステムです。

「これからの学生生活、どのような科目を履修するのか？」から始まり、「どのようなキャンパスライフを送るのか？」キャンパスライフ全体を通じて活用してください。

※利用するにあたっては、以下のことに注意してください。

<使用上の注意>

- 情報処理教室及び情報処理自習室に設置されている公共パソコンを使用する場合は、指導員の指示に従ってください。もし、操作方法が分からなくなった場合は、必ず指導員に相談してください。
- 必ず登録期間内に履修登録を完了させてください。また、各学年の履修登録最終日は混雑が予想されるため、できる限り早めに登録をしてください。
- 公共パソコンは長時間占有しないでください。
- 公共パソコンの設定を無断で変更しないでください。
- パスワードは、他人に教えないでください。パスワードを忘れた場合は、本人が教務課（本館1階）に学生証を持参し、パスワードを申し出てください。
※パスワードの発行には時間がかかる場合があります。

<操作上の注意>

- 公共パソコンに勝手にアプリケーションをインストールしたり、ダウンロードしたりしないでください。
- ブラウザの[戻る][進む]ボタンは使用しないでください。誤作動の原因になります。「LCU」の[戻る]ボタンでページ移動をしてください。
- 「LCU」が表示されない等のトラブルが発生した場合は、教務課まで申し出てください。
- 一定時間操作を行わないとタイムアウトになり、最初から作業をやり直すこととなりますので注意してください。

3 事前準備

「LCU」で履修登録するにあたって必ず以下の準備を行っておきましょう。

- ① ユーザー ID、パスワードの確認をしましょう。もし忘れてしまった場合は、教務課で学生証を提示し、パスワード参照を申し出てください。
- ② 履修登録する前に受講希望の授業を事前にシラバス等で参照し、各自LCUからダウンロードした時間割表に受講希望科目を記入して時間割表を完成させてからLCUで登録してください。なお、この時に履修登録する単位数の合計が年間最高履修単位を超えていないか確認してください。
※シラバス（授業計画）は、「LCU」で閲覧できます。
- ③ 履修要覧（本書）を用意します。準備ができれば、早速履修登録をはじめましょう。

時限	曜日	月			火			水			木			金			土		
		科目名	単位数	担当教員	科目名	単位数	担当教員	科目名	単位数	担当教員	科目名	単位数	担当教員	科目名	単位数	担当教員	科目名	単位数	担当教員
1	通年／前学期																		
	後学期																		
2	通年／前学期																		
	後学期																		
3	通年／前学期																		
	後学期																		
4	通年／前学期																		
	後学期																		
5	通年／前学期																		
	後学期																		
6	通年／前学期																		
	後学期																		

3 履修登録を行う

3-1 LCUにアクセスする

- ① 日本大学国際関係学部・短期大学部（三島校舎）のホームページにアクセスする。

<http://www.ir.nihon-u.ac.jp>

※ポップアップブロックの画面が表示された場合は、下図のメッセージ部分をクリックし、
[常に許可 (A)] を選択してください。



- ② LiveCampusU をクリックする。



③ ログインをクリックする。



【注意】パスワードを忘れてしまった場合は、教務課にて学生証を提示し、パスワード参照を申し出てください。

④ NU-AppsGアカウント（Nuメール）のメールアドレス及びパスワードを入力してください。



3-2 履修登録方法

履修登録方法については、インターネットを使用した登録システムLCUにて行います。履修登録期間中に必ず履修登録を完了させてください。

また、ガイダンス時に配布される資料やLCU内に格納されている「LCU操作マニュアル（履修登録・時間割確認）」を参照の上、履修登録を行ってください。

【LCU操作マニュアル（履修登録・時間割確認）参照方法】

「LCUログイン」→「menu」→「キャンパスinfo」→「学内共有ファイル」を選択してLCU操作マニュアル（履修登録・時間割確認）を参照してください。

3-3 出席管理システム「キャンパス手帳」による出席管理

出席管理システム「キャンパス手帳」を使用し、音楽やパスコードによる出席登録方法を導入しています。初回授業開始前までに必ずスマートフォンアプリ「キャンパス手帳」をダウンロードしてください。

また、「キャンパス手帳」の利用方法については、LCU内に格納されている「LCU操作マニュアル（キャンパス手帳）」を参照してください。

なお、出席確認方法については、科目担当教員ごとの指示に従ってください。

【キャンパス手帳操作マニュアル参照方法】

「LCUログイン」→「menu」→「キャンパスinfo」→「学内共有ファイル」を選択してキャンパス手帳操作マニュアルを参照してください。

授 業

令和6年度及び令和7年度の授業時間

授業時間は原則として月曜日から土曜日まで次のとおりです。

1時限	9:00 ~ 10:30
2時限	10:50 ~ 12:20
昼休み	12:20 ~ 13:00
3時限	13:00 ~ 14:30
4時限	14:50 ~ 16:20
5時限	16:40 ~ 18:10
6時限	18:30 ~ 20:00

休講措置

【個々の授業の休講】

やむをえない理由で授業が休講となる場合は、原則として掲示によって連絡します。

休講掲示は食物栄養学科研究室掲示板、Google classroom等に掲示しますので確認してください。また、LCUでも確認できます。(p.26参照)

事前に連絡がなく、授業開始時刻から30分を過ぎても担当教員が教室に来ない場合は、食物栄養学科研究室に問い合わせる指示を受けてください。

【一斉休講】

天候悪化(※1)や交通機関の乱れ(※2)により、国際関係学部・短期大学部(三島校舎)すべての授業が休講となる場合があります。LCUでお知らせいたしますので、各自確認するようにしてください。なお、以下の時間を目安に休講の連絡を掲載します。

1・2時限の休講に関する情報：休講当日午前6時
3時限以降の休講に関する情報：休講当日午前9時

※1 気象庁による気象警報発令に基づき、自動的に休講となるものではありません。

※2 交通機関の乱れとは、数時間以上の運転見合わせやストライキを想定しています。JR東海道新幹線及びJR東海道本線を対象とします。

東海地方を中心とする大規模な地震の発生が予想される時、気象庁所管の「地震防災対策強化地域判定会」が招集され、状況により「警戒宣言」が発令されます。判定会が招集されたことを確認した時点で休講とします。

補 講

やむをえず休講となった授業は、担当教員の指定する日時に補講を行います。

補講については、LCU及び食物栄養学科研究室前の掲示板で連絡しますので、注意してください。

教室変更

学校行事又は担当教員の指示により、教室を変更することがあります。教室変更については、LCU及び食物栄養学科研究室前の掲示板で確認してください。

インターネット・携帯電話を利用した休講情報

日本大学短期大学部（三島校舎）では休講情報等が下記のとおりインターネット及び携帯電話から、LCUで確認することができます。

- 1 掲載内容 ①休講情報
②教室変更情報
③その他（お知らせ／呼び出しなど）

- 2 アクセス媒体 ①パソコン ②携帯電話

3 利用するまでの準備

入学時に配付されるユーザーIDとパスワードでログインしてください。ユーザーIDとパスワードは履修登録の際にも使用しますので大切に保管してください。

4 アクセス方法

LCUにログインし、「休講・補講・教室変更」を確認してください。

※大学への直接の電話による問い合わせは、控えてください。

※1 パソコンのログイン画面（携帯電話も同様です）

ユーザー ID, パスワードは, 履修登録・証明書発行機全てに共通です。



※2 利用にあたっての注意事項

- LCUで掲載内容を見る場合は, ポップアップブロックを解除しないと見られません。パソコンや携帯電話のブラウザの設定を変更してください。
- 大学への直接の電話による問い合わせは控えてください。
- 自分のパスワードを他人に知られないようにしてください。
- パスワードを忘れてしまった場合は, 教務課で学生証を提示し, パスワード参照を申し出てください。
- ネットワーク障害時やメンテナンス時は利用できません。その場合, 下記のとおりログイン画面下部に掲載します。
一度のアクセスでつながらない場合がありますので, 時間をおいて, 数回アクセスしてください。

* アクセス方法やシステムサポート（障害情報）に関する問い合わせ先は教務課です。

* Blackboardは特定の授業専用で作成されたホームページです。資料をダウンロードしたり, 担当の先生からのレポート課題を確認し, オンラインで提出することもできます。

レポ ー ト

レポートの提出については、各担当教員の指示に従ってください。担当教員の指示以外の方法で提出されてもレポートは受理しません。

① 提出方法

担当教員の指示に従い表紙（レポート用表紙もしくは実験報告書）を記入し、レポートに併せてホチキス止めし、提出してください。レポートは、指定された場所以外では受け付けできません。提出場所は、担当教員に必ず確認してください。

② 提出締切・取扱時間

指定された提出締切日時は厳守してください。また、提出の際、提出先の事務取扱時間にも充分注意してください。締切日時を過ぎたレポートや取扱時間外のレポートは一切受理しません。

< 参 考 >

教務課，講師室の事務取扱時間	
月～金	9：00～17：00
土	9：00～13：00
研究室の事務取扱時間	
月～金	8：45～17：00
土	9：00～13：00

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">レポート</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td style="width: 15%;">科目名</td><td></td></tr> <tr><td>担当教員名</td><td></td></tr> <tr><td>開講曜日</td><td style="text-align: center;">曜日</td><td style="text-align: center;">時限</td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%; text-align: center;">課 題</td><td style="border: 1px solid black; height: 40px;"></td></tr> </table> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td style="width: 15%;">提出日・時間</td><td>令和 年 月 日 () 時 分</td></tr> <tr><td>提出場所</td><td>研究室・教務課・()</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td style="width: 15%;">学部・学科・専攻</td><td>短期大学部専攻科食物栄養専攻</td><td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">受 付 印</td></tr> <tr><td>学年・クラス</td><td style="text-align: center;">年 クラス</td></tr> <tr><td>学生番号</td><td style="text-align: center;"> </td></tr> <tr><td>フリガナ 氏 名</td><td style="text-align: center;">.....</td></tr> </table> </div>	科目名		担当教員名		開講曜日	曜日	時限	課 題		提出日・時間	令和 年 月 日 () 時 分	提出場所	研究室・教務課・()	学部・学科・専攻	短期大学部専攻科食物栄養専攻	受 付 印	学年・クラス	年 クラス	学生番号		フリガナ 氏 名	<div style="text-align: center; padding: 20px 0;"> <p>日本大学 短期大学部</p> <p>食物栄養</p> <p>実験報告書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%; text-align: center;">課 題 目</td><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">番 号 ()</td></tr> </table> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>実験日 月 日 曜</p> <p>提出日 月 日 曜</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="width: 5%;">班</td><td style="width: 5%;">学 年</td><td style="width: 10%;">ク ラ ス 番 号</td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;">氏 名</td><td style="width: 10%;"></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%;">指導者</td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;">受 付</td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;">採 点</td><td style="width: 15%;"></td></tr> </table>	課 題 目	番 号 ()	班	学 年	ク ラ ス 番 号		氏 名		指導者		受 付		採 点	
科目名																																					
担当教員名																																					
開講曜日	曜日	時限																																			
課 題																																					
提出日・時間	令和 年 月 日 () 時 分																																				
提出場所	研究室・教務課・()																																				
学部・学科・専攻	短期大学部専攻科食物栄養専攻	受 付 印																																			
学年・クラス	年 クラス																																				
学生番号																																					
フリガナ 氏 名																																				
課 題 目	番 号 ()																																				
班	学 年	ク ラ ス 番 号		氏 名																																	
指導者		受 付		採 点																																	

欠 席

欠席の手続き

授業の欠席回数が3分の1を超えた場合などは、原則として評価の対象となりません。やむをえない理由で授業を欠席する場合は、所定の手続きが必要になります。この手続きは、欠席する期間や欠席理由により、次の2つに分けられます。なお、この各届出の取り扱い、各授業の担当教員の判断に委ねられていますので、欠席届を出せば出席扱いになるわけではありませんので、注意してください。授業欠席届を偽造するなど不正に提出する事例がみられます。取扱いには、十分注意してください。

欠 席 理 由	欠席届の種類	欠席届の受領	欠席届の提出先
① 病気その他やむをえない理由で、 7日未満授業を欠席した場合	授業欠席届	各自コピー	授業担当教員
② 病気その他やむをえない理由で、 7日以上授業を欠席した場合		教 務 課	授業担当教員 及び教務課

※定期試験を病気その他やむをえない理由で欠席する場合はp.34を参照して下さい。

授業欠席届

7日以上欠席用書式

授 業 欠 席 届

令和.....年.....月.....日

日本大学短期大学部学長 殿

専攻科食物栄養専攻年 [学生番号.....]

氏 名[㊟]

わたくしは、下記のとおり欠席いたしましたので、
お届けいたします。

記

1 欠席期日 令和.....年.....月.....日 () から
令和.....年.....月.....日 () まで

2 欠席理由

.....

.....

3 欠席理由を証明する書類(別紙)

担任

- ① 授業を7日(1週間)未満欠席した場合は、次ページの書式をコピーし、必要事項を記入後、クラス担任の認印を得た上で、授業担当教員に提出してください。また、「授業欠席届」には、病気その他の理由を証明する書類(※診断書等)を必ず添付してください。
- ② 授業を7日(1週間)以上欠席した場合は、以下の手続きが必要となります。

■授業欠席届提出上の注意

(7日以上授業を欠席した場合)

- ・「授業欠席届」の用紙は、(左記の書式)を教務課で受け取ってください。
- ・「授業欠席届」には、病気その他の理由を証明する書類(※診断書等)を添付してください。
- ・「授業欠席届」は、本人がクラス担任の認印を得て、教務課に原本、授業担当教員にその写しを提出してください。

※学校感染症(インフルエンザ・風疹等)による出席停止の場合は、学生手帳「健康編」を参照の上、「学校感染症治癒証明書」のコピーを添付してください。

授業欠席届

令和 年 月 日

授業担当者 先生

専攻科食物栄養専攻 年 [学生番号.....]

氏 名 印

わたくしは、下記のとおり欠席いたしましたので、
お届けいたします。

記

1 欠席期日 令和 年 月 日 ()

2 授業科目 () 時限

3 欠席理由

4 添付書類 別 紙

担 任

試 験

定期試験

定期試験は、学期末又は学年末に行うもので、前期末試験と学年末試験があります。前期末試験は、前期で終了する授業科目について行います。後期試験は、通年科目及び後期で終了する授業科目について行います。定期試験は授業期間終了後、別途期間が設定されます。

- ① 定期試験は講義科目について実施します。(実験・実習・演習科目は、原則として定期試験を行わず、授業時間内の平常成績、レポート等で評価します)
- ② 通年の科目は学年末に1回、半期終了の科目はその学期末に1回実施します。
- ③ 各科目の試験の時間割は、実施の2週間前に発表します。
- ④ 定期試験で受験できる科目は、履修登録している科目だけです。登録している科目であっても、実質的に受講者と見なされない理由がある場合(授業を指定された回数以上欠席した等)は、受験を認められないことがあります。(その場合、成績表には「E」と記載されます)
- ⑤ 病気その他やむをえない理由により定期試験を受けることができなかつた者で追試験の受験を希望する場合は、所定の『試験欠席届』を必ず教務課に提出してください。(p.34参照)

追 試 験

追試験は、病気・事故その他やむをえない理由によって定期試験を受験できなかった者を対象に実施します。所定の手続きにより許可を与えられた科目に限り、その年度あるいはその学期の定期試験後に行います。

- ① 受験希望者は、定期試験の当該科目試験日から7日以内に『試験欠席届』を教務課へ提出しなければなりません。この『試験欠席届』を提出しない場合は、追試験を受験することができません。用紙は教務課で交付します。
- ② 『試験欠席届』には、欠席理由を証明する書類を必ず添付して下さい。(p.34参照)
- ③ 追試験の受験を許可された者は、所定の期日までに受験手続きを行わないと受験できません。
- ④ 追試験の科目・時間割などについては事前に掲示によって発表します。
- ⑤ 追試験の結果による科目の総合評価は、定期試験受験者との公平さが保たれる範囲において行われます。
- ⑥ 追試験を欠席した場合、いかなる理由があってもこれにかわる試験は実施されません。

受験上の注意

- ① 定められた期日までに履修登録をしなかった者、あるいは追試験・再試験（2年次のみ）の受験資格のない者は、定期試験、あるいは追試験・再試験を受験できません。また、正しく履修登録されていない科目や試験欠席届を提出していない場合は、追試験・再試験科目は受験できません。無届けで受験した場合は無効となります。
- ② 学生証を携帯していない者は受験できません。ただし、学生証を携帯していない場合でも、所定の手続きを経て『仮学生証』を交付された者に限り受験できます。（p.33参照）

試験中は学生証(又は仮学生証)をケースから出して机の上に顔写真を上にして提示してください。
- ③ 受験者は定められた時間内に指定の試験場へ入場し、監督者の指示を待ち、試験中は監督者の指示に従ってください。
- ④ 試験場における着席は監督者の指示に従ってください。
- ⑤ 机には筆記用具及び許可されたもの以外は置かないでください。許可されたものであっても、同一参照物を他の受験者と共同で使用することはできません。
- ⑥ 特別な指示がある場合以外、教科書、ノートなどのコピーは参照物として認められません。
- ⑦ 携帯電話等を時計として使用することはできません。なお、受験の際は、携帯電話等の電源を必ず切るようにしてください。
- ⑧ 答案用紙に各自の専攻・学年・学生番号・氏名を必ず記入してください。無記名の答案は無効となります。
- ⑨ 原則として試験開始後15分までの遅刻者は試験の受験が認められますが、それ以上経過した遅刻の場合は受験できません。試験開始後20分以上経過した場合、監督者の指示、許可があれば退場しても構いません。
- ⑩ 問題用紙及び解答用紙は使用・未使用にかかわらず、試験場から持ち出すことは不正行為とみなされます。
- ⑪ 受験した者は、解答の有無にかかわらず氏名などを記入した答案用紙を提出しなければなりません。
- ⑫ 試験は厳正かつ公平に行われなければならない趣旨からも、不正行為は絶対にしてはいけません。不正行為と認められる行為があった場合、理由を問わず日本大学短期大学部学則第50条・第51条及び本学部で定めた内規等に基づき、懲戒（退学・停学・訓告の3種）を行います。

監督者が許可した以外のものについては使用の有無、また出題内容との関連性の有無に関わらず、使用できる状態にある場合、不正行為と見なされます。
- ⑬ 試験等における不正行為等により懲戒処分を受けた学生の成績は、その懲戒の種類に関わらず、原則として当該学期に履修しているすべての科目（実験・実習・実技・ゼミナールを除く）の成績が無効になります。
- ⑭ 定期試験において、病気その他やむをえない理由により受験できなかった場合は、当該科目の試験実施日から7日以内にその事実を証明する書類を添えて所定の『試験欠席届』を必ず教務課に提出してください。（p.34参照）
- ⑮ 試験開始後、座席表が回されることがありますので、必要事項を必ず記入して下さい。記入洩れがありますと受験しなかったとみなされますので十分注意して下さい。

仮学生証（試験受験用）

定期試験、追試験を受験するときは、必ず学生証を机上に提示しなければなりません。学生証を忘れた場合は、15号館1階又は三島駅北口校舎1階にある証明書自動発行機で仮学生証を発行してください。手続き方法は、次のとおりです。

- ① 15号館1階又は三島駅北口校舎1階にある証明書発行機で学生番号とLCUのパスワードを入力して発行してください。
- ② 発行手数料300円が必要です。
- ③ 仮学生証の有効期間は発行日のみですので、当日の試験終了後に教務課へ必ず返却してください。

仮 学 生 証 (試験受験用)		
氏名 :	学生番号 :	
※下記に受験科目情報を記入すること。		
	時 限	受 験 科 目
本仮学生証は、発行日当日限り有効とする。		発 行 印
発行日 :		

■仮学生証申請上の注意

仮学生証の発行には、5分程度時間がかかります。

試験時間直前にこの手続きをしますと、遅刻扱いになり試験を受験できなくなることがあります。

学生証を忘れた場合は、試験を受験する上でたいへん不利になりますので、十分注意してください。

※学生証再発行

学生証を紛失したときは、手数料1,000円（証紙）を添えて、教務課に再発行を申請してください。

試験欠席届

定期試験を病気その他やむをえない理由により欠席した者に対して、追試験を行う場合があります。この場合は、当該科目の試験実施当日から**7日以内**にその事実を証明する書類を添付して「試験欠席届」を提出してください。なお、この手続きをしない場合は、追試験を受験できません。

追試験の受験資格、「試験欠席届」に添付する書類は次のとおりです。

不 受 験 理 由	必 要 な 証 明 書 お よ び 届 出 の 内 容
本人の病気・けが	医師の診断書 (病名・受診日および安静等の期間、病院名が確認できるもの) ※病院・薬局のレシート(領収書含む)は不可 ただし、学校感染症(インフルエンザ・風疹等)の場合は「学校感染症治癒証明書」のコピー(学生手帳「健康編」を参照)
不慮の事故・災害	公的な証明書(例:交通事故証明)
忌 引 き	会葬御礼等(葬儀の日時が確認できるもの) ※三親等内の血族または姻族
交通機関の遅延	当該交通機関で発行された遅延証明書
就 職 採 用 試 験	採用最終試験に限る(就職活動全般を許可するものではない) ※採用試験を受験した証明書(2年生のみ対象となります)
そ の 他 の 理 由	受験出来なかった理由を証明する文書または証明可能な書類 (但し大学が認めた場合) ※第三者の証明書の取得が絶対必要条件

※1 病気・けがで試験を欠席した場合は、必ず病院で診察を受けるようにして下さい。

※2 試験時間の勘違い(授業時間と定期試験時間との勘違い)、掲示の見落とし、寝坊、サークル活動、アルバイト、旅行、個人的な都合等の事由により試験を欠席した場合は、追試験となりませんのでご注意下さい。

手続方法

- ① 「試験欠席届」を教務課で受け取る。
- ② 必要事項を記入し、クラス担任に認印をもらう。※3枚複写3枚とも
(クラス担任から認印がもらえない場合は、専攻主任からもらう)
- ③ 教務課に必要な証明書を添付して提出する。(証明書が無い場合は受理出来ません)

成績と単位

履修科目の成績の評価と単位の認定については、次のとおりです。

- ① 正しく履修登録された科目が成績評価の対象となります。ただし、欠席が非常に多いなど実質的な受講生と見なされない理由がある場合は、成績評価の対象となりません。
- ② 講義科目については、出席回数が授業時間数の3分の2に満たない場合は、原則として単位は付与されません。演習・実技・実験・実習科目については、出席回数が授業時間数の3分の2に満たない場合、又はシラバスに記載されている出席回数を上回らない場合は、原則として単位は付与されません。
- ③ 講義科目の単位は定期試験成績と平常成績により、また演習・実技などの科目の単位は平常成績により、それぞれ総合的に成績が評価されます。
- ④ 試験は次の3つに区別されます。

種 類	区 分	実 施 時 期
平 常 試 験	授業中に行う試験	随 時
定 期 試 験	学期末に行う試験	2回（7・8月, 1・2月）
追 試 験	やむをえない理由により定期試験を受験できなかった者が、所定の手続きをした場合に行う試験	2回（9月, 2月）

- ⑤ 成績は、次の項目により総合的に評価されます。（科目によって異なりますので、詳しくは「授業計画（シラバス）」を確認してください。）
 - ・ 講義・演習・実技・実験・実習などに対する学習意欲・学習態度
 - ・ 試験結果
 - ・ 出席状況
 - ・ 課外での学習活動
 - ・ レポート、課題学習、提出物、その他
- ⑥ 本学ではG P A制度を導入しており、成績評価は次の5段階で表示されます。

素点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59～0点	-	-	-
評価	S	A	B	C	D	E	P	N
係数	4	3	2	1	0	0	-	-

G P Aは、修得した授業科目の単位数にグレードポイント（上記係数）を乗じ、その合計（ポイント数）を履修単位数の合計で除して算出したものです。（次ページ【G P A計算例】参照）評価「S」、「A」、「B」、「C」を合格とし、合格科目には所定の単位が認定されます。「D」は不合格とし、不合格科目の単位は認定されません。また、この他に「E」は履修登録をしたが、成績を示すに足る成果を与えられなかった成績、「N」は、外国の大学に留学し修得して認定された成績です。「P」は、履修中止手続（p.16）をした成績です。なお、成績証明書には「D」、「E」、「P」の表記はされません。

⑦ 成績評価の結果は、次のとおり通知します。

区 分	対 象	時 期	通知方法
前期履修登録科目	全 員	夏季休暇期間	郵送により通知
前期末試験追試験の結果	追試験受験者	後期授業開始後	LCUで各自確認
通年及び後期履修登録科目	全 員	2月中旬	ガイダンスにて配布
学年の最終成績 (2月の追試験の結果を含む)	全 員 (卒業決定者を除く※)	3月下旬	郵送により通知

※卒業決定者は3月上旬に掲示板にて発表されます。また、郵送によっても通知します。

(4×S評価の修得単位数計)+(3×A評価の修得単位数計)+(2×B評価の修得単位数計)+(1×C評価の修得単位数計)

総修得単位数 (評価D, 評価Eの単位数を含む)

〈参考〉【G P A計算例】

授業科目名 (単位数)	評価	ポイント数 (単位数×係数)
栄養学特論 (4単位)	B	4×2=8
解剖生理学特論 (4単位)	S	4×4=16
生化学特論 (2単位)	A	2×3=6
食品学特論 (4単位)	E	4×0=0
調理科学特論 (4単位)	S	4×4=16
公衆衛生学特論 (2単位)	B	2×2=4
栄養教育特論 (2単位)	P	2×0=0
栄養カウンセリング特論 (2単位)	S	2×4=8
食文化特論 (2単位)	D	2×0=0
統計解析特論 (2単位)	S	2×4=8
特殊講義 (2単位)	A	2×3=6
解剖生理学特別実験 (1単位)	B	1×2=2
調理学特別実習 (1単位)	C	1×1=1
情報処理特別演習 (1単位)	S	1×4=4
外国文献講読 (1単位)	A	1×3=3
合計 ① (34単位)		②82

$$G P A = \textcircled{2} \div \textcircled{1} \rightarrow 82 \div 34 = 2.41\bar{1} \rightarrow 2.41$$

※1 G P Aは小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを有効とします。

※2 評価「P」, 「N」はG P Aに算入されません。

※3 評価「D」, 「E」はG P Aに算入されます。ただし、その科目を再履修した場合のみ評価は上書きされ、以前の評価はG P Aに算入されません。

学位取得

「学士(栄養学)」は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が示す手順に従って、次の「1」又は「2」の要件を満たし、「基本基準」の単位を修得することにより取得できます。学士の学位の取得により、大学院進学を目指すことが可能となります。

- 1 特例適用専攻科を置く短期大学を卒業した後に、専攻科の修了条件である62単位上（必修科目を含む）を修得した者。
→学修総まとめ科目『特殊講義（専攻科）』を履修し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構へ「履修計画書」及び「成果の要旨」を提出し合格した者。
- 2 上記以外の短期大学、専門学校等を卒業し、専攻科の修了条件である62単位以上（必修科目を含む）を修得した者。
→「学修成果報告書」を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構へ提出（2年次10月初旬）し、同機構が行う学修成果の審査並びに筆記試験に合格した者。
- 3 「1」又は「2」の要件を満たし、学位授与機構の定める次表の「基本基準」を満たす単位を修得した者。

【学位取得の流れ】

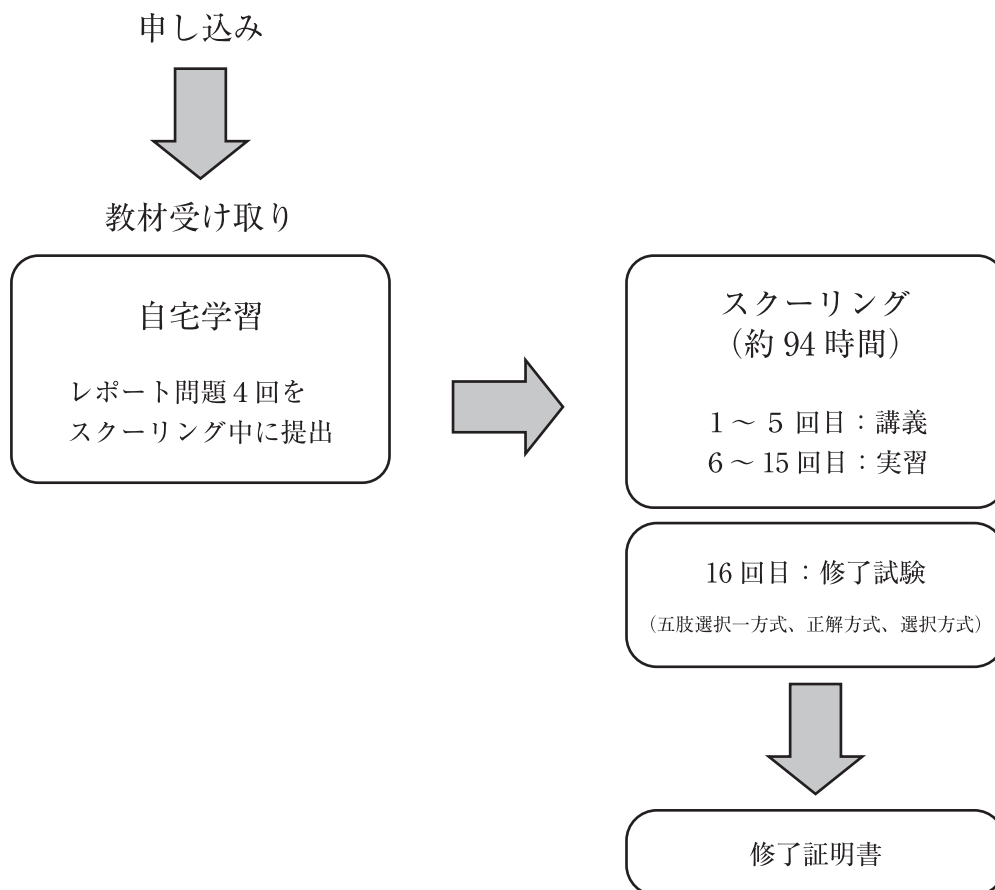
特例適用専攻科を置く短期大学を卒業		その他の短期大学・専門学校を卒業	
↓		↓	
特例による学位授与申請対象		認定専攻科の学位授与申請	
↓		↓	
修了単位 62単位の修得のうち、 特殊講義(専攻科)を学修総まとめ科目として履修		修了単位 62単位の修得	
↓		↓	
学位授与申請 (履修計画書提出)	6月中旬～7月中旬	学位授与申請 (学修成果報告書提出)	10月上旬
論文提出	1月中旬	小論文試験	12月中旬
発表会	1月下旬	発表会	1月下旬
年度末試験	1月下旬		
修了時確定申請 (成果の要旨提出)	2月中旬	審査結果送付	2月中旬
修了決定者報告	3月上旬	成績証明書・ 修了証明書提出	3月上旬
学位記授与	3月25日	学位記授与	3月25日

介護職員初任者研修講座

介護職員初任者研修とは、介護の仕事に就くためのスタートラインの講座です。受講することで介護の心構えや福祉の理念・知識・技術を学ぶことができます。本学では、食物栄養学科ならびに専攻科食物栄養専攻に在籍する学生が講座を受講し、修了試験に合格すれば全国で通用する修了証明書を取得できるようになっています。この講座を修了し、さらに介護職員として3年以上の実務経験をつむと、介護福祉士（国家資格）の受験資格が得られます。本講座は、日本大学短期大学部食物栄養学科ならびに専攻科食物栄養専攻独自の講座のためスケジュールは本学学生のためのクラス編成で行われます。なお本講座を受講する場合には、別途授業料が必要となります。詳細は年度始めのガイダンスで説明します。

【講座スケジュール 約4か月】

講座開講予定 10月又は2月開始の2コース



製菓衛生師

製菓衛生師は、おいしくしかも安全なお菓子を作ることを目的として厚生労働省が定めた製菓衛生師法によって、所定の課程を終了し、各都道府県が行う国家試験に合格した者に与えられる資格です。お菓子作りの技術・技能と共に、衛生学や食品添加物に関する専門知識が要求されます。重視されるのは、技術的なことよりもむしろ、製菓材料の添加物のチェックや製品の安全性、貯蔵のための衛生面の管理・監督といった点です。学習教科は(1)衛生法規(2)公衆衛生学(3)栄養学(4)食品学(5)食品衛生学(6)製菓理論(7)社会(8)製菓実習(9)製パン実習の9つです。本学においては、平成16年度より食物栄養学科、専攻科食物栄養専攻の学生を対象とした併設養成コースとして、2年制の通信課程により習得することができます。

製菓衛生師の資格取得を希望の際は所定の手続きを取ってください。なお、本養成コースを受講する場合には、別途受講料が必要となります。詳細は、年度始めのガイダンスで説明します。

【養成コーススケジュール（2年間）】

1年目

4月 ガイダンス、手続き、1年目の自宅学習開始
8月 スクーリング（集中）
11月 スクーリング（補講）
2～3月 スクーリング（集中）

2年目

4月 ガイダンス、手続き、2年目の自宅学習開始
8月 スクーリング（集中）
11月 スクーリング（補講）
2～3月 スクーリング（最終）
指導校研修



製菓衛生師国家試験受験資格取得



製菓衛生師国家試験

なお、指導校研修は、2年目の2～3月に1日、指導校において実施します。

注) 製菓衛生師国家試験の日程は都道府県により異なります。おおよそ、静岡県は7月、神奈川県は9月、東京都は6月にそれぞれ実施されています。

フードアナリスト検定試験講座

フードアナリストのカリキュラムでは、普段何気なく接する食材や最新のレストラン、食文化、食のトレンド情報を体系的に学んでいきます。資格の取得は4級からスタートします。

4級カリキュラムでは、「食の情報」のプロに求められる基礎的な知識はもちろん、世界各国の料理の特徴、食材、飲料、食の安全性、レストランの格付け機関、食の名言・格言、菓子・食パンの種類や、レストランでの英会話・英単語・テーブルマナーなど、食・食空間に関する、知識・教養を学んでいきます。食をあらゆる角度から勉強したフードアナリストは、食のあらゆるシーンで活躍しています。最上級資格であるフードアナリスト1級では、高いレベルのテイasting能力が求められます。

本学では、食物栄養学科・専攻科食物栄養専攻の学生を対象の講座を本学内で開催します。受講する場合は、別途受講料が必要となります。詳細は、新年度のガイダンスで説明します。

<フードアナリスト取得方法>



NR・サプリメントアドバイザー

NR・サプリメントアドバイザー（NR・SA）は、一般社団法人日本臨床栄養協会が認定する資格です。

NR・サプリメントアドバイザーの役割は、「保健機能食品、サプリメントの国民への啓発」であり、「消費者に対して保健機能食品、サプリメントについて、専門的観点から個人個人の栄養状態を評価し、適切にアドバイスできること。」です。

この資格の活躍の場は、

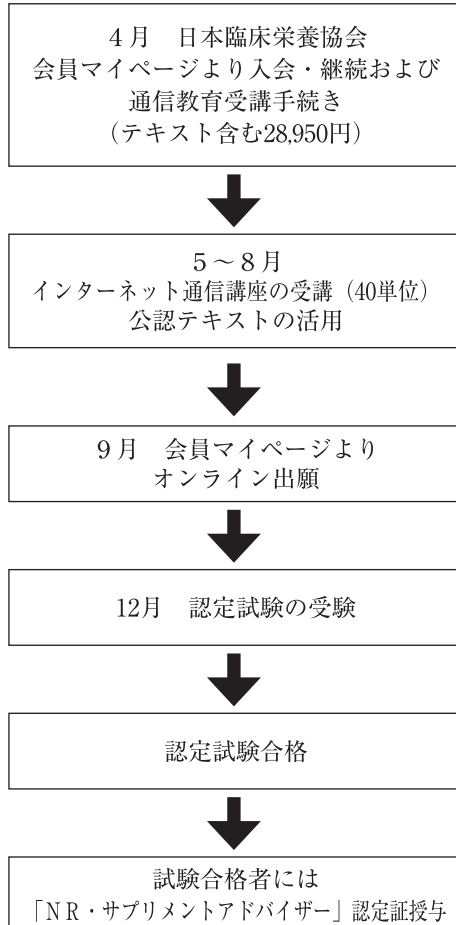
1. 保健機能食品等が販売されている店舗や通販の機会等
調剤薬局・ドラッグストア、スポーツクラブ、エステティックサロン
2. 保健機能食品等の製造・販売会社のお客さま相談室等
保健機能食品の製造・販売会社やお客さま相談部門
3. 保健所、保健センター、病院・診療所等の保健・医療機関
病院・歯科医院・診療所・保健所
4. 消費者センター等の消費者相談機関
5. 地域における食生活改善活動の場、学校や地域での食生活改善活動の場です。

食物栄養学科は一般社団法人日本臨床栄養協会の学校登録認定を受けており、在籍学生には資格取得の費用に優遇措置*があります。本学科設置の応用食品学、食品衛生学、応用栄養学の受講(6単位取得)、インターネット通信講座の受講(40単位取得)、公認テキストの活用により、認定試験に合格することで、在学中に資格が取得できます。

認定試験は、毎年12月上旬に行われる予定です。詳細は、新年度のガイダンスで説明します。

*通常75,300円かかるところ、登録認定校学生会員は24,400円（入会金なし、年会費4,000円、通信教育5,000円、公認テキスト4,950円、受験料15,000円）で受験できます。

資格取得の流れ



カリキュラム

- 第1章 NR・サプリメントアドバイザーの役割と倫理
- 第2章 基礎の生理学
- 第3章 基礎の生化学
- 第4章 人間栄養学
- 第5章 生活習慣病概論
- 第6章 臨床栄養と臨床検査
- 第7章 身体活動と栄養
- 第8章 食品安全衛生学
- 第9章 健康食品
- 第10章 臨床薬理学
- 第11章 食品機能の科学的根拠
- 第12章 行動科学とカウンセリング
- 第13章 国内外の関連法規－食品の健康表示と安全性－

短期大学部(三島校舎)短期海外語学研修

日本大学短期大学部（三島校舎）食物栄養学科・専攻科食物栄養専攻が実施をしている短期海外（語学）研修

(2023年度予定)

学習言語	地 域	研 修 先	研 修 期 間
英 語	ハワイ	ハワイ大学	8月上旬～8月中旬

- ・ 年度により参加希望者が多数の場合は抽選，少数の場合は実施されないことがあります。
- ・ 各年度の研修期間，研修内容，申込手続方法，参加費用等の詳細は，掲示または短期海外（語学）研修ガイダンスで説明します。不明な点については教務課に問い合わせください。
- ・ 本研修は日本大学と協定校であるハワイ大学のマノア校（ホノルル市）にある熱帯農業・人間資源学部の協力を得て，UH Summer Seminarとして実施するもので，英語による社会・生活・習慣・健康等に関する授業・セミナー・学外の研修・見学などで構成されています。
- ・ 本研修の参加により修得できる単位
 - ・ 専攻科食物栄養専攻：科目等履修生として単位認定を希望する場合は別途手続が必要です。ただし，卒業要件には含まれません。

休学・復学・退学

休学

① 休学については、学則で次のとおり定められています。

- (1) 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認められることがある。(学則第20条第1項)
- (2) 休学期間は1年以内とし、なお、休学を要する者は、許可を得て更に1年以内の休学ができる。(学則第20条第2項)
- (3) 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。(学則第21条)
- (4) 休学期間は、修業年数に算入しない。(学則第22条)

② 休学の手続き

休学願		
令和.....年.....月.....日		
日本大学国際関係学部長殿		
国際関係学部.....学科.....年.....クラス		
令和.....年度入学 [学生番号.....]		
本人氏名		同.....
保証人(父母)氏名		同.....
わたくしは、下記のとおり休学させていただきたいので、御許可くださるよう保証人連署をお願いいたします。		
記		
1 休学期間	令和.....年.....月.....日	から
	令和.....年.....月.....日	まで
2 休学理由	<input type="checkbox"/> 進路考察 <input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> 海外留学(学校名.....)	
	<input type="checkbox"/> 就職活動 <input type="checkbox"/> 病気療養 <input type="checkbox"/> その他.....	
理由詳細	
※ 病気その他やむを得ない事由により、休学する場合は、その事実を証明する書類(診断書等)を添付すること。また、理由はできるだけ詳細に記載すること。		
3 希望卒業年月	令和.....年.....月	卒業希望
4 連絡先(〒.....)	
	{自宅TEL}.....	{携帯}.....
	Email.....	
※ 連絡先は休学期間中も連絡できる状態を記入すること。海外にいたるため連絡が取れない場合は、保証人の住所を記入すること。		
【重要事項等】休学する場合は、次の内容を確認し、必ず□にレ点をつけること。		
<input type="checkbox"/> 1 休学期間は半年を超えてはならない。		
<input type="checkbox"/> 2 引き続き休学を要する場合は、更に許可を受けて休学することができる。		
<input type="checkbox"/> 3 修業年数は最長4年。また3年次編入学は最長2年を要する。休学期間は、この修業年数に算入できない。		
<input type="checkbox"/> 4 在学期間(休学期間を含む)は4年を超えてはならない。また、3年次編入学は4年を超えてはならない。		
<input type="checkbox"/> 5 休学者は学期の始まる前に必ず復学手続をしなければならない。復学の学期は、休学期間満了となる学期前までに復学すること。この手続をしない場合は除籍すること。		
<input type="checkbox"/> 6 休学期間の学費は、会費(057-691-0808)へ問い合わせること。		
<input type="checkbox"/> 7 海外渡航する場合は、必ず「海外渡航届」を学生課に提出すること。		
教務課	学科主任	担任

■休学願提出上の注意

- (1) 「休学願」の用紙は、教務課で受け取ってください。
- (2) 休学願には、病気その他の事実を証明する書類(医師の診断書等)を添付してください。
- (3) 本人欄には、本人が署名・捺印し保証人欄には、保証人が署名・捺印してください。筆跡や印鑑が同じ場合は受理できません。
- (4) 休学願は、本人がクラス担任と専攻科主任の認印を得て、教務課に提出してください。病気その他の理由により、本人がクラス担任と専攻科主任の認印を得られない場合は、事前に教務課に連絡してください。
- (5) 休学の期間により、学費の取り扱いが異なりますので、事前に教務課に問い合わせてください。

③ 授業料について

- (1) 「学費の取扱いに関する要項」に基づき、授業料他所定の学費が、次のように減額されます。
 - ① 5月31日までにその学年の休学を願い出た者は、当該年度の前学期分及び後学期分を徴収しない。
 - ② 6月1日から11月30日までの間に、その学年の休学を願い出た者は、当該年度の後学期分を徴収しない。
 - ③ 5月31日までに前学期の休学を願い出た者は、当該年度の前学期分を徴収しない。
 - ④ 11月30日までに後学期の休学を願い出た者は、当該年度の後学期分を徴収しない。
- (2) 学費を徴収されなかった者からは、徴収されない学期ごとに、休学在籍料として6万円を徴収する。
- (3) 授業料納入後に休学を許可された者の前項各号に該当する納入超過分については返還されません。ただし、上記の減額措置を受けた者が、休学期間中に退学などにより学籍を失った場合は返還されません。

復 学

復学の手続き

休学者には、休学期間が満了する学期末に「復学願」を送付しますので、所定の期日までに教務課に提出してください。ただし、卒業要件を満たしても休学期間中には卒業ができません。

退 学

① 修業年限・退学・除籍・懲戒については、学則で次のとおり定められています。

- (1) 修業年限は、最低2年とし、在学年数は、4年を超えることができない。
(学則第18条)
- (2) 病気その他やむをえない理由のため、退学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で所属の学科長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。
(学則第23条)
- (3) 故なくして3か月以上学費の納付を怠った者は、これを除籍することができる。
(学則第25条)
- (4) 故なくして欠席が長期にわたる者は、これを除籍することができる。
(学則第26条)
- (5) 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。
前項の退学は次の各号の一に該当する者について行なう。
 - ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - ③ 正当な理由がなくて出席常でない者
 - ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 懲戒の手續に関する規定は、別に定める。
(学則第51条)

② 次に該当する場合は、退学届の提出を促すことがあります。

- (1) 故なくして3ヵ月以上学費の納付を怠った者
- (2) 在学年数が3年を超えても卒業の見込みがない者
- (3) 学力劣等で成業の見込みがないと見込まれる者

③ 退学の手続き

退 学 願

令和 ___年 ___月 ___日

日本大学短期大学部学長 殿

短期大学部専攻科食物栄養専攻 ___年
令和 ___年度入学〔学生番号 ___〕

本人氏名 _____印
保証人(父母)氏名 _____印

わたくしは、下記のとおり退学させていただきたいので、ご許可くださるよう保証人連署をもってお願いいたします。

記

1 退学期日 令和 ___年 ___月 ___日

2 退学理由 空欄する項目に印をつけてください

<input type="checkbox"/> 勉学意欲喪失	<input type="checkbox"/> 経済的理由	<input type="checkbox"/> 他校入学(学校名 _____)
<input type="checkbox"/> 学生生活継続困難	<input type="checkbox"/> 家庭の事情	<input type="checkbox"/> 本人の健康上の理由
<input type="checkbox"/> 不本意入学	<input type="checkbox"/> 就職	<input type="checkbox"/> その他

理由詳細 _____

3 連絡先(〒_____-_____) _____
住所 _____
TEL _____
E-mail _____

担任所見 _____

教務課	専攻主任	担 任

■退学願提出上の注意

- (1) 「退学願」の用紙は、教務課で受け取ってください。
- (2) 「理由詳細」欄には、「退学理由」で✓印をつけた事項について、そこに至った背景等を可能な限り詳細に記入してください。
- (3) 退学願には病気その他の事実を証明する書類(医師の診断書等)を添付してください。
- (4) 本人欄には、本人が署名・捺印し保証人欄には、保証人が署名・捺印してください。筆跡や印鑑が同じ場合は受理できません。
- (5) 退学願は、本人がクラス担任と専攻科主任の認印を得て、学生証と一緒に教務課に提出してください。病気その他の理由により、本人がクラス担任と専攻科主任の認印を得られない場合は、事前に教務課に連絡してください。
- (6) 退学の期日により、学費の取り扱いが異なりますので、事前に教務課に問い合わせてください。

各種証明書

種類	手数料	取扱	発行日	所管
修了見込証明書	100円	証明書自動発行機	即日	教務課
成績証明書	200円			
単位修得見込証明書	200円			
在学証明書	100円			
仮学生証（試験受験用）	300円			
健康診断証明書	100円			学生課
学割証	無料			
修了証明書	200円	教務課	即日	教務課
退学証明書	200円		申し込み日の翌日	
学生証再発行	1,000円		申し込み日から 約1週間	
専攻科履修証明書	200円			
英文証明書（1枚目） 同（2枚目以降）	600円 200円			
英文健康診断証明書	600円	学生課	即日	学生課
通学証明書	無料			
推薦書	無料	就職指導課	申し込み日の翌日	就職指導課

（2023年4月現在）

※修了見込証明書の交付を受けるためには、1年次終了までに総計14単位以上修得済みであり、2年次の履修登録完了後に修了要件を満たしている必要があります。

■証明書発行機

- ① 設置場所 15号館1階、三島駅北口校舎1階
- ② 取扱証明書 修了見込証明書・成績証明書・単位修得見込証明書・在学証明書・健康診断証明書・学割証
- ③ 利用時間 9:00～17:00(月～金)
9:00～13:00(土)
※日・祝日・創立記念日（10月4日）は利用できません。
※春期・冬期・夏期休暇期間については時間を変更する場合があります。
※その他業務上の都合により、使用できない場合があります。

④ 学生証及び暗証番号

証明書発行機を利用する際には、学生証が必要です。また、パスワードを入力する必要があります。パスワードは、LCUと同様です。

■修了後の証明書の申し込み方法

卒業証明書、成績証明書は教務課窓口で発行します。郵送で申込む場合には、必要事項の記入等、所定の手続に従い申込んでください。詳細は日本大学国際関係学部・短期大学部（三島校舎）ホームページにて確認してください。

各種資格検定試験

一般的に資格を取得するといってもさまざまな条件があり、ここに記載した資格検定試験は短期大学部が受験を奨励する検定試験です。

この中には、受験の申込を教務課や各研究室で行い、短期大学部が試験会場になるものもあります。

また、海外留学の条件としてTOEFL550点程度が目安になる場合もあり、就職活動をする上でも、さまざまな資格を得ることは大きな自信につながっていくと思います。

資格検定試験	問い合わせ先	学内問い合わせ先
実用英語技能試験（英検）	(財)日本英語検定協会 〒162-8055 東京都新宿区横寺町55 TEL 03-3266-6581 (URL) http://www.eiken.or.jp	国際教育センター (本館1F)
TOEFL® (Test of English as a Foreign Language)	国際教育交換協議会(CIEE)日本代表部 〒150-8355 東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山 TEL 03-5467-5501 (URL) http://www.cieej.or.jp	国際教育センター ※TOEFL-ITP® (本館1F)
TOEIC® (Test of English for International Communication)	国際ビジネスコミュニケーション協会 TOEIC運営委員会東京業務センター 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル TEL 03-5521-5901 (URL) http://www.toeic.or.jp	国際教育センター ※TOEIC® Listening & Reading IPテスト
日商簿記検定試験	日本商工会議所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 東京商工会議所ビル6階 TEL 03-5777-8600(検定情報ダイヤル) *または全国各地の商工会議所 (URL) http://www.kenntei.ne.jp	国際研究室 (15号館1F)
日商PC検定試験(文書作成)		教務課 (本館1F)
日商PC検定試験(データ活用)		
ファイナンシャル プランニング技能検定試験	一般社団法人金融財政事情研究会 検定センター 〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771 (URL) http://www.kinzai.or.jp/	ビジネス教養研究室 (13号館2F)
医療事務技能審査試験	一般財団法人日本医療教育財団 〒101-0064 東京都千代田区猿楽町2-2-10 TEL 03-3294-6624 (URL) http://www.jme.or.jp	

日本大学短期大学部学則

第1章 総 則

第1節 目的及び使命

第1条 本短期大学部は、日本大学建学の精神にのっとり、一般教養との密接な関連の基に、科学的で実際的な専門教育を施し、善良な社会人を育成することを、目的及び使命とする。

第2節 組 織

第2条 本短期大学部は、次の学科をもって組織する。

学 科 名
ビ ジ ネ ス 教 養 学 科
食 物 栄 養 学 科
建 築 ・ 生 活 デ ザ イ ン 学 科
ものづくり・サイエンス総合学科

2 本短期大学部専攻科は、次のとおりである。

専 攻 名
食 物 栄 養 専 攻

3 第1項に定める学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別表1に定める

第5節 学年・学期及び休業日

第11条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第12条の2 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

第13条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

- ① 日 曜 日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 日本大学創立記念日（10月4日）
- ④ 春季休業 3月11日から3月31日まで
- ⑤ 夏季休業 7月11日から9月10日まで
- ⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 休業日の変更及び臨時の休業については、そのつどこれを定める。

第6節 入学・在学・編入学・休学・留学・退学及び除籍

第14条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第15条 本短期大学部に、入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を持ち、本短期大学部の選抜試験に合格した者とする。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

- ③ 外国において、学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規則(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- ⑧ その他本短期大学部において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第16条 入学を志願する者は、各学科所定の手続きによって願出のものとする。

第17条 入学の選抜試験に合格した者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第18条 修業年限とは、本短期大学部の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

- 2 在学年限とは、本短期大学部において学生の身分を有することができる期間のことをいう。
- 3 修業年限は、最低2年とし、在学年限は、4年とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第19条 (削除)

第20条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。

- 2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。
- 3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願出で、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。
- 4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。
- 5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願出で、許可を得て復学することができる。
- 6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。
- 7 休学期間は、在学年数に算入する。

第21条 (削除)

第22条 留学とは、本短期大学部が教育上有益と認めるときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

- 2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第23条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続きにより、次のものがある。

- ① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。
- ② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの
- ③ 第25条に基づく除籍によるもの
- ④ 第50条及び第51条に基づく懲戒によるもの
- 2 第32条に基づく年度のGPAが1.50未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。

第24条 再入学とは、病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、当該学科に再び入学することをいう。

- 2 病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、その事由が解消し、当該学科に再入学を志望したときは、退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり、かつ、在学生の学修に支障がないと認められた場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。この場合には、既修の

授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

- 3 再入学できる者は、次の各号に該当するものとする。
 - ① 本短期大学部に原則として1年以上在学し、再入学しようとする学科が定める単位数を修得している者
 - ② 病気その他やむを得ない事由で退学した者
 - ③ 人物及び在学中の成績が妥当な者
- 4 除籍によって退学になった者については、事情勘案の上、前項に準じて再入学を認めることができる。
- 5 再入学の学科については、原則として退学時の学科とする。
- 6 再入学を願い出た者については、学科の所定の手続によって願い出るものとする。
- 7 再入学の選考に合格した者は、学科の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
- 8 再入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
- 9 再入学の年次は、退学時の学年次を原則とするが、修得単位数等の事情により年次を下げて許可することができる。また、学年末の退学者については、修得単位数等の事情により年次を上げて入学を許可することができる。
- 10 再入学者の在学年限は、許可された再入学年次に応じ、第18条第3項に定める在学年限から再入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。
- 11 再入学者は、再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし、学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。
- 12 退学前の既修単位は認定する。ただし、教育課程等の変更により、退学前の既修単位が認定されないことがある。

第25条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。
 - ① 故なくして学費の納付を怠った者
 - ② 故なくして欠席が長期にわたる者
 - ③ 在学年限を超えた者

第26条 (削除)

第27条 (削除)

第7節 履修規定、卒業及び短期大学士の学位

第28条 各授業科目の、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学部が定める時間の授業をもって1単位とする
- ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して短期大学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第29条 前条に規定する講義、演習、実験、学習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第30条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

- 2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。
 - ① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。
 - ② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。

③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかった者のために行う試験のことをいう。

④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

3 追試験及び再試験は、当該学科において必要と認めるときに限り、これを行う。

第31条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

第32条 学業成績の判定は、S、A、B、C、D及びEの6種をもってこれを表し、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）、E（履修登録したが成績を示さなかったもの）をもって表し、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

2 第1項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（Grade Point Average、以下「GPA」という）を用いることができる。

3 前項に定めるGPAは、学業成績のうち、Sにつき4、Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、総履修単位数（P又はNとして表示された科目を除く）で除して算出する。GPAは、小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで有効とする。

4 第1項の規定にかかわらず、履修登録後、所定の中止手続きを取ったものはP、修得単位として認定になったものはNと表示する。

5 GPA算出の対象科目は、卒業要件単位数に含まれる授業科目（単位認定科目としてNと表示された科目を除く）とする。

6 GPAは、学期のGPA、年度のGPA及び入学時からの累積のGPAとする。

7 通年科目は、学期のGPA算出の際には、後学期のGPAに算入する。

8 授業科目を再履修した場合、累積のGPA算出の際には、直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しない。

9 試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価をE、評価点はなしとして取り扱う。

第33条 各学科を卒業するために必要な最低単位数は、第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

2 学生が許可を受けて他の短期大学、専門職短期大学、大学又は専門職大学で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が許可を受けて外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

5 学生が本短期大学部に入学する前に短期大学、専門職短期大学、大学又は専門職大学で履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

6 学生が本短期大学部に入学する前に行った第4項に規定する学修は、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

7 第2項及び第5項により修得したものとみなす単位並びに第4項及び第6項により与えることのできる単位は、合わせて30単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位数に算入することができる。この場合において、第3項により当該学生が在籍する学科の授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第34条 第18条に定める修業年限に達し、所定の授業科目及び単位を修得し、卒業した者に短期大学士の学位を授与する。

第34条の2 前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学 科 名	専攻分野の名称
ビ ジ ネ ス 教 養 学 科	商 経 学
食 物 栄 養 学 科	栄 養 学
建 築・ 生 活 デ ザ イ ン 学 科	工 学
ものづくり・サイエンス総合学科	工 学 又 は 理 学

第34条の3 栄養士及び司書教諭については別に定めるところによる。

第8節 学費及び貸給費

第35条 授業料その他所定の学費は、別表2に定めるところにより納付するものとする。

2 再入学の学費の取扱いについては、別に定める。

3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

第36条 授業料を分納しようとする者は、事由を具して保証人連署で願い出るものとする。

第37条 試験料・その他各種の手数料等については別表3の定めるところにより納付するものとする。

第38条 既納の学費は、返還しない。

第38条の2 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

第39条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

2 減免・貸給費については、別に定める。

第9節 委託生・科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び外国人留学生

第40条 国又は公共団体から、一定の在学期間と履修科目とを定めて、入学を願い出た者に対しては、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

第41条 委託生の入学資格については、第15条の規定を準用する。

第42条 委託生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、願い出によって単位取得証明書を与える。

第43条 委託生として2年以上在学し、所属学科における所定の単位を取得した者には卒業証書を授与する。

第44条 委託生の授業料その他本短期大学部に納付するために必要な費用は、委託者が納付するものとする。

第45条 各学科において、1科目又は数科目の履修を希望する者に対して、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与えることができる。

3 科目等履修生の出願手続等は、別に定める。

第46条 各学科において、1科目又は数科目の聴講を希望する者に対して、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講を希望する者が出願手続等は、別に定める。

第46条の2 国内又は国外の他の他の短期大学、専門職短期大学、大学又は専門職大学の学生が本短期大学部の授業科目の履修を希望するときは、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の出願手続等は、別に定める。

第47条 外国人留学生の入学及び再入学については、第6節の規定を準用する。ただし、特別に選考を行い入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、学修の必要に応じて第2章に掲げる授業科目の一部に代え又はこれに加えて日本語科目及び日本事情に関する科目（以下日本語科目等という）を開設することができる。

3 前項に定める日本語科目等の授業科目については、当該教授会がこれを審議する。

4 帰国生についても第1項及び第2項の規定を準用することができる。

第48条 委託生及び外国人留学生に関して、本節各条に規定しない事項については、本短期大学部学生に関する規定を準用する。

第10節 賞 罰

第49条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第50条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第51条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手續に関する規定は、別に定める。

第3章 専 攻 科

第1節 総 則

第61条 本短期大学部に、専攻科を置く。

2 専攻科は、短期大学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、更に精深な学術の理論及び応用を教授し、その研究を指導することを目的とする。

第62条 専攻科の修業年限は、2年とする。2年を超えて在学しようとする者は、関係学科長の許可を得なければならない。ただし、4年を超えて在学することはできない。

第63条 専攻科に2年以上在学して、所定の課程を修了したと認められる者には、修了証書を授与する。

第64条 本章に規定しない事項については、第1章総則による。

第3節 入学及び入学資格

第68条 専攻科に入学できる者は、次の資格を有し、本短期大学部の検定に合格した者とする。

- ① 短期大学を卒業した者
- ② 大学に編入学することができる基準を満たす高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等科を含む）の専攻科の課程を修了した者
- ③ 大学に編入学することができる基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者
- ④ 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- ⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- ⑥ 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑦ 本専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第69条 （削除）

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年4月1日施行の学則については、第18条、第20条、第23条から第25条、第30条、第32条、第35条、第47条及び第51条は、入学年度にかかわらず、この規定を適用する。

3 第34条、第34条の2の短期大学士の学位に関する規定は平成17年10月1日から適用する。

部科校所在地一覧

日本大学本部

〒102-8275 千代田区九段南4-8-24
JR総武・中央線, 東京メトロ有楽町線・南北線,
都営地下鉄新宿線「市ヶ谷」駅下車徒歩2分

法学部

〒101-8375 千代田区三崎町2-3-1
JR総武・中央線, 都営地下鉄三田線「水道橋」駅
下車徒歩3～4分
都営地下鉄新宿線・三田線, 東京メトロ半蔵門線
「神保町」駅下車徒歩5分

文理学部

〒156-8550 世田谷区桜上水3-25-40
京王線, 東急世田谷線「下高井戸」駅下車徒歩10分
京王線「桜上水」駅下車徒歩10分

経済学部

〒101-8360 千代田区三崎町1-3-2
JR総武・中央線, 都営地下鉄三田線「水道橋」駅
下車徒歩3～4分
都営地下鉄新宿線・三田線, 東京メトロ半蔵門線
「神保町」駅下車徒歩5分

商学部

〒157-8570 世田谷区砧5-2-1
小田急線「祖師ヶ谷大蔵」駅下車徒歩12分
小田急線「成城学園前」駅下車バス5分

芸術学部

〒176-8525 練馬区旭丘2-42-1
西武池袋線「江古田」駅下車徒歩3分

【所沢校舎】

〒359-8525 所沢市中富南4-21
西武新宿線「航空公園駅」, JR武蔵野線「東所沢
駅」よりバス15分

国際関係学部

〒411-8555 三島市文教町2-31-145

【三島駅北口校舎】

〒411-8588 三島市文教町1-9-18

危機管理学部

〒154-8513 東京都世田谷区下馬3-34
東急田園都市線「三軒茶屋」下車徒歩10分

スポーツ科学部

〒154-8513 東京都世田谷区下馬3-34
東急田園都市線「三軒茶屋」下車徒歩10分

理工学部

【駿河台校舎】

〒101-8308 千代田区神田駿河台1-8-14
JR総武・中央線, 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」
駅下車徒歩3分
東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅下車徒歩3分
都営地下鉄新宿線「小川町」駅下車徒歩7分

【船橋校舎】

〒274-8501 船橋市習志野台7-24-1
東葉高速線「船橋日大前」駅下車徒歩1分

生産工学部

〒275-8575 習志野市泉町1-2-1
JR総武線「津田沼」駅北口下車バス10分
京成本線「京成大久保」駅下車徒歩10分

工学部

〒963-8642 郡山市田村町徳定字中河原1
JR東北新幹線・東北本線「郡山」駅下車バス20分
JR東北本線「安積永盛」駅下車徒歩15分

医学部

〒173-8610 板橋区大谷口上町30-1
東武東上線「大山」駅下車徒歩15分
池袋駅西口バス20分

歯学部

〒101-8310 千代田区神田駿河台1-8-13
JR総武・中央線, 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」
駅下車徒歩2～5分
東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅下車徒歩2分
都営地下鉄新宿線「小川町」駅下車徒歩7分

松戸歯学部

〒271-8587 松戸市栄町西2-870-1
JR常磐線, 東京メトロ千代田線, 新京成電鉄「松
戸」駅下車バス15分

生物資源科学部

〒252-8510 藤沢市亀井野1866
小田急江ノ島線「六会日大前」駅下車徒歩2分

薬学部

〒274-8555 船橋市習志野台7-7-1
東葉高速線「船橋日大前」駅下車徒歩7分
新京成電鉄「北習志野」駅下車徒歩20分

通信教育部

〒102-8005 千代田区九段南4-8-28
JR総武・中央線, 東京メトロ有楽町線・南北線,
都営地下鉄新宿線「市ヶ谷」駅下車徒歩3分

短期大学部

【三島校舎】

〒411-8555 三島市文教町2-31-145

【船橋校舎】

〒274-8501 船橋市習志野台7-24-1
東葉高速線「船橋日大前」駅西口下車徒歩1分

日 本 大 学

Nihon University

本 部	Central Administration Office
法 学 部	College of Law
文 理 学 部	College of Humanities and Sciences
経 济 学 部	College of Economics
商 学 部	College of Commerce
芸 術 学 部	College of Art
国 際 関 係 学 部	College of International Relations
危 機 管 理 学 部	College of Risk Management
ス ポ ー ツ 科 学 部	College of Sports Sciences
理 工 学 部	College of Science and Technology
生 産 工 学 部	College of Industrial Technology
工 学 部	College of Engineering
医 学 部	School of Medicine
歯 学 部	School of Dentistry
松 戸 歯 学 部	School of Dentistry at Matsudo
生 物 資 源 科 学 部	College of Bioresource Sciences
薬 学 部	School of Pharmacy
通 信 教 育 部	Distance Learning Division
短 期 大 学 部	Junior College

令和6年3月25日印刷

令和6年4月1日発行

編 集 日本大学短期大学部(三島校舎)学務委員会

発 行 日本大学短期大学部(三島校舎)教務課

〒411-8555 静岡県三島市文教町2-31-145

TEL (055) 980-0802

印 刷 大 和 印 刷 株 式 会 社
